

## 第5章 防災

### 第1節 方向性

防災の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、防災の方向性を以下に示す。

- 夜間における巡回警備の実施等により、防災防犯対策の強化を図る。
- 災害時における避難経路となるルートの設定及び来訪者への周知を図る看板等の整備を検討し、来訪者の安全かつ円滑な避難を促す。
- 災害を未然に防ぐための植生管理方法について検討する。
- 災害が発生した際に迅速な対応を行うための緊急連絡体制を構築する。
- 火災、地震、風害等の災害に備え、来訪者の安全を確保するための対策、方法等を定める。

### 第2節 防災・防犯における現状・課題

#### 1 史跡の防災・防犯における現状・課題

##### (1) 警備体制における現状・課題

史跡指定地内は、杉の丸地区、樫の丸地区及び城山外縁地区を除き一般開放されている。一般開放されている区域のうち、本丸地区については夜間は閉門されているが、それ以外の箇所については、24時間開放している状況である。

防犯上の理由により、非公開とする

##### (2) 避難活動における現状・課題

城前広場付近から天守に至る動線は、大手道を通って登城するルートが主要な観覧動線となっているが、急勾配であり、舗装の老朽化等が顕著であるため、災害時の避難経路としての安全性が懸念される。

また、地震による石垣の崩落や、火災や倒木等により避難経路が遮断された場合に、安全に避難できるルートの確保が必要である。

##### (3) 予防対策における現状・課題

城山は禁煙となっている。原則として火気の使用を禁止しており、各所に「火気厳禁」の注意看板を設置して、火災の予防に努めているが、本丸内の売店において火気(LPG)を使用している。また、神社の宗教行事等においても火気を使用する場合がある。

加えて、史跡指定地内には私有地が存在しているため、犬山城の来訪者の他、各施設の利用者及び業務従事者等への周知・啓発を行う必要がある。

城山及び三光寺山の丘陵地斜面の大半は土砂災害警戒区域(斜面の一部は土砂災害特別警戒区域)に指定されている。大規模な土砂災害の被災履歴はないが、過去に土砂崩れが発生した箇所が一部あり、予防処置や緊急対応等の体制を整える必要がある。

#### (4) 緊急連絡体制における現状・課題

天守については、本計画及び『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』等により、災害時の緊急連絡体制が構築されているが、史跡全体としての緊急連絡体制は構築されていない。

史跡指定地内には民有地が存在しているため、各所有者との連携を強化し、災害時の迅速な連絡体制を構築する必要がある。

## 2 天守の防災・防犯における現状・課題

### (1) 火災時の安全性に係る課題

#### ア 天守の燃焼特性と火災発生リスク

天守は木造建築であり、建物自体の燃焼性は高い。

##### (ア) 天守外部

一・二重は大壁造であるが、壁の下見板、建具の戸板等木部の露出が多い。また、三重は真壁造となっており、柱等の木部が露出している。そのため、放火や落雷等による火災に注意する必要がある。

天守の瓦屋根と大壁造の部分は延焼に対して一定の耐火性を持っているが、真壁造の部分や高欄等木部の露出部分は延焼の被害を受けやすい。天守の南面が本丸の広場であり、残りの三面が丘陵の斜面となっているため、城郭内や市街地の建物からの飛び火の被害を受ける可能性は低いものの、天保13年(1842)に犬山余坂から城郭まで延焼し、松の丸、桐の丸、樅の丸に被害が出た記録がある。天守は樹木に囲まれていることから落雷等により周辺樹木に着火した場合の飛び火にも警戒する必要がある。

##### (イ) 天守内部

軸部、建具、天井、床板、畳等、可燃部材の露出部分が多い。また、階段室等が区画されておらず、燃えやすい上に火が回りやすい状態である。さらに、電気配線やコンセント等の電気設備には昭和の解体修理時に設置したものもあり、故障による出火の危険性がある。そのため、放火や電気火災等による天守内部からの出火に注意する必要がある。

#### イ 防火管理の現状

##### (ア) 防火管理者と消防計画

防火を含め、天守の防災は現在犬山城管理事務所が担当しており、消防法第8条第1項に基づき、犬山城管理事務所の所長を防火管理者として選任している。また、同法の規定に基づき、『犬山城消防計画』を策定し、消防計画に犬山城天守における防火並びに防災の管理業務について必要な事項を定めている。消防計画の中に避難誘導班、消火班、通報連絡班、救護班から構成される自衛消防隊の体制と任務分担を定め、『犬山城防災マニュアル』を別途策定し、各班の詳細行動フローを定める。

本計画は防火・防災の課題を明確化させ、その対策方針を定める。具体的な対策については消防や防災の専門家と協議し、必要に応じて別途詳細な計画を策定し実行に移す。『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』については、今後必要に応じて改良していく。

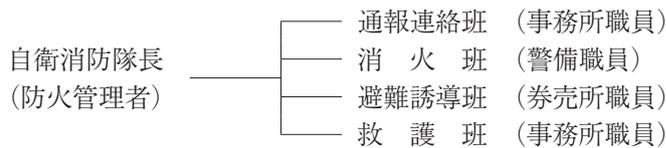
表5.1 犬山城組織体制(令和2年度時点)

防犯上の理由により、非公開とする
------------------

表5.2 『犬山城消防計画』の内容一覧

国宝犬山城天守消防計画(防火管理規程)	
第1条	目的
第2条	消防計画の適用範囲
第3条	防火管理者の権限及び業務
第4条	消防機関への報告、連絡
第5条	火災予防上の遵守事項
第6条	建物等の自主点検
第7条	消防用設備等の点検、記録及び報告
第8条	不備欠陥等の整備
第9条	自衛消防組織
第10条	震災対策
第11条	注意情報発令時の対応策
第12条	警戒宣言発令時の対応策
第13条	教育訓練

表5.3 自衛消防組織(第9条第2項関係)、『犬山城消防計画』より抜粋



	任 務 分 担
通報連絡班	消防機関へ通報する。 城内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消 火 班	消火器等による初期消火及び城内の避難誘導を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。
救 護 班	応急救護所の措置を行う。 負傷者の応急措置を行う。 負傷者のうち、緊急を要する者の救急要請を行う。

※各班員は、この任務分担を主とし、状況に応じて臨機に他の任務を応援する。

(イ) 防火・防犯・火災警報の現状

防犯上の理由により、非公開とする

表5.4 建物等の自主検査『犬山城消防計画』より抜粋

防犯上の理由により、非公開とする

(ウ) 初期消火の現状

天守で火災が発生した場合には、自動火災報知設備と連動した火災通報装置から119番通報される。被害を最小限にとどめるため、防火管理者を隊長とする自衛消防隊の消火班が消火器等による初期消火及び城内の避難誘導を行う。また、消火班及びその他各班の詳細行動と心得を『犬山城防災マニュアル』に定め、各職員が熟知するように教育、訓練を行っている。なお、職員は無線機を携帯しており、職員間の周知を徹底している。

防犯上の理由により、非公開とする

職員が非常時に迅速かつ的確に行動がとれるように、毎年の文化財防火デー(1月26日)付近に消防訓練を実施している。また、防災教育も毎年1回以上実施している。訓練と教育の内容について『犬山城防災マニュアル』に定める。

(エ) 避難活動の現状

火災発生時に、通報連絡班は放送設備で来訪者に火災発生のアナウンスを行い、被害状況を把握し、他の職員と情報共有する。避難誘導班は来訪者等が混乱せずに退城できるように誘導し、逃げ遅れた者の確認を行う。原則として自衛消防隊長から指示があるまで来訪者を売店前へ待機させる。避難誘導班の詳細行動と心得は『犬山城防災マニュアル』に定め、各職員が熟知するように教育、訓練を行っている。なお、平常時は天守の登閣人数を最大200人に制限しており、天守入口の靴脱ぎ場で靴を入れるビニール袋200枚にて登閣人数の管理を行っている。

(オ) 消防隊による本格的な消防活動の現状

犬山市消防署北出張所は城山の東側(路線距離約0.8km)にある。天守は「城山」と呼ばれる独立丘陵の北端に立地するため、消防隊は犬山城前広場に車両部署し、大手道を徒歩で進入する。消防機関の判断では車両運行より徒歩のほうが有効である。水利については、犬山城の地下式貯水槽と併せて城下町等直近の消防水利を使用する。毎年文化財防火デー(1月26日)付近で消防訓練を実施しており、訓練結果について犬山市消防署の助言と講評を得る。『犬山城消防計画』の規定により、防火管理者は、防火管理の適正化を図るため、常に消防機関と連絡を密にすることとしている。



図 5.1 城山内の火気厳禁表示



図 5.2 天守裏(北面)の放水銃



図 5.3 四階の屋内消火栓と消火器



図 5.4 消防訓練(令和3年1月)

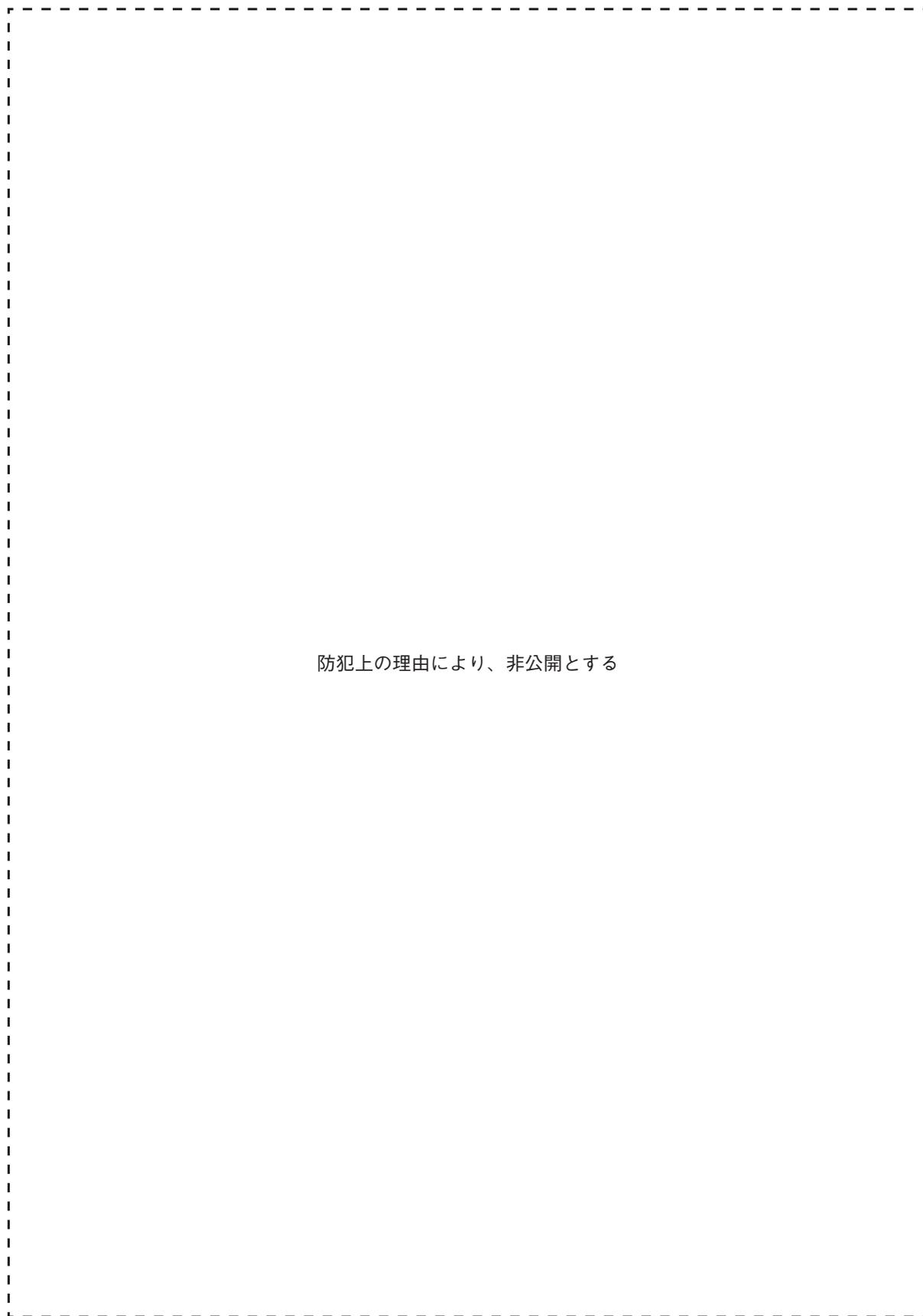


図5.5 天守周辺の防災設備と避難ルート



図5.6 天守内の防災設備と避難ルート

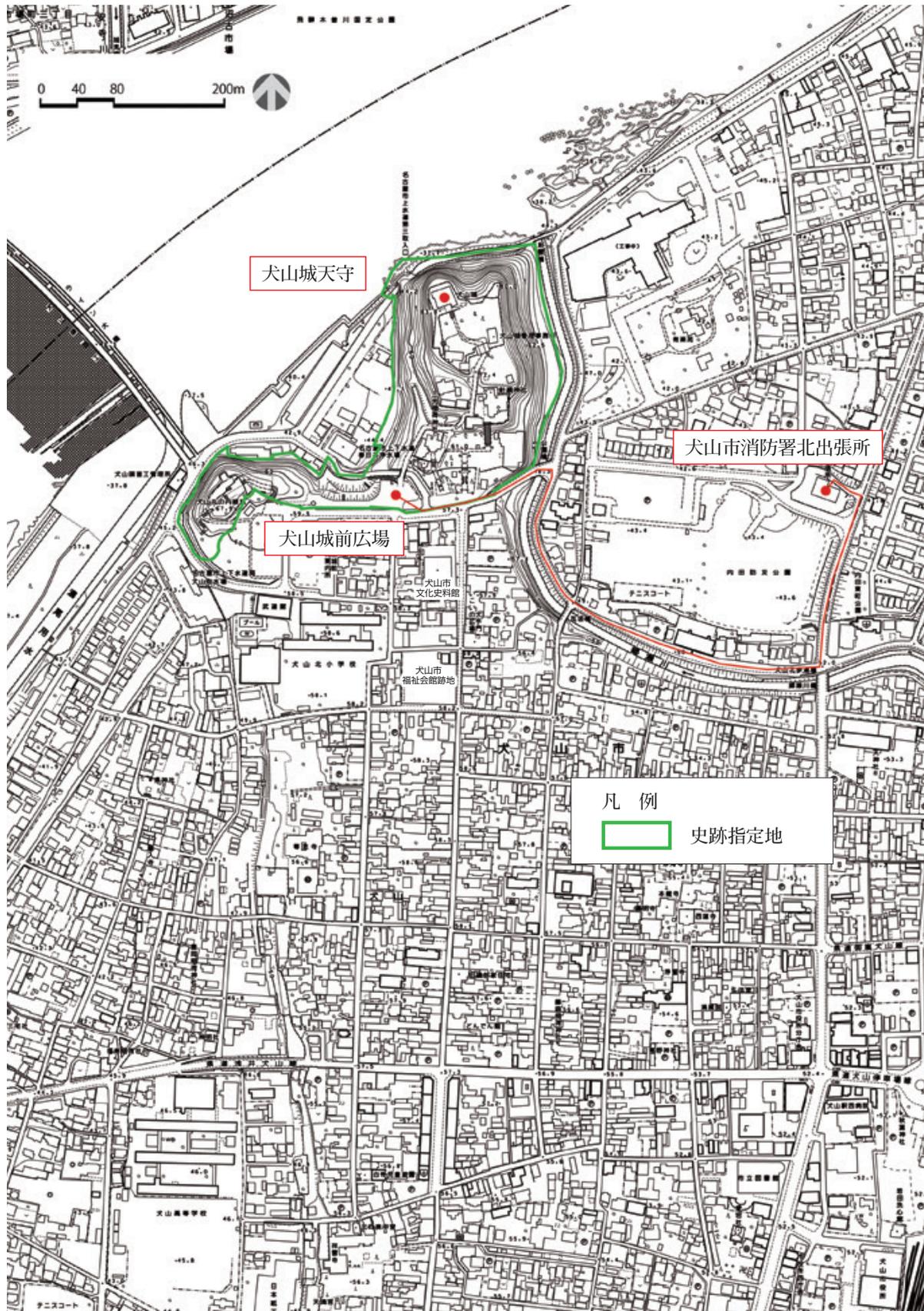


図5.7 犬山市消防署北出張所から犬山城前広場までのルート  
※約2分(0.8km)を要する

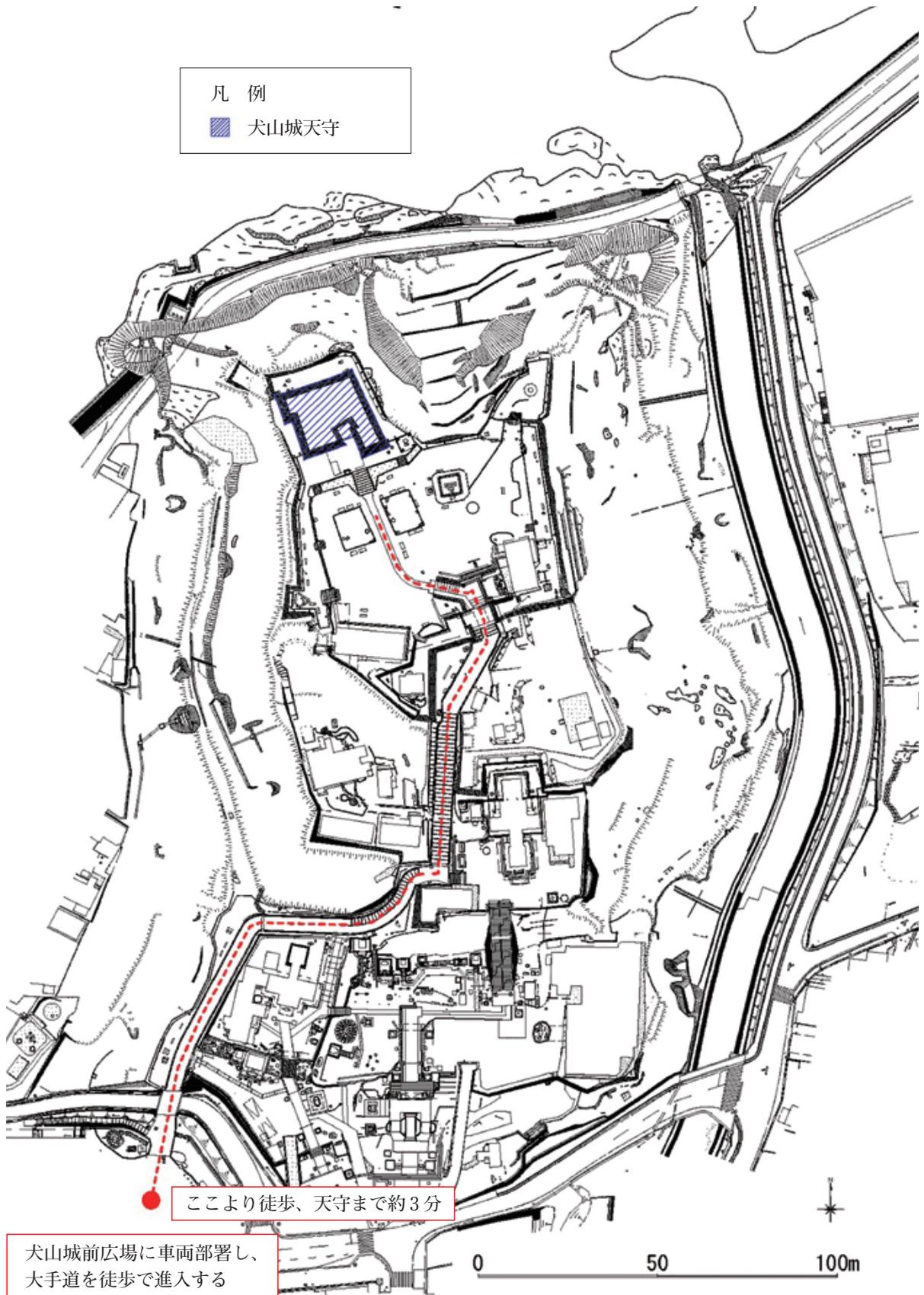


図5.8 消防隊の天守までの進入経路

ウ 火災に係る課題

天守は現在『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』に基づき防火管理業務が行われており、防火管理者を隊長とする自衛消防隊の体制も整っている。また、消防法で義務付けられている消防用設備等は全て設置されているほか、屋内消火栓、放水銃及び屋外消火栓が任意で設置されている。

しかし、天守は現在公開により不特定多数が来訪しており、天守の燃焼特性(延焼や急激な火災の拡大のリスクが高い)と建築特性(縦方向の移動と避難が困難)により、特に火災発生時に不利な点が多く、現在の消防体制と措置で対応しきれない可能性がある。下記の表に天守の火災に係る課題を「防火・防犯・火災警報」、「初期消火」、「避難活動」と「消防隊による本格的な消火」の観点から整理し、「第5章 第3節2(1) 防火管理計画」、「第5章 第3節2(2) 防犯計画」と「第5章 第3節2(3) 防災設備計画」で対策の基本的な考え方を示す。

表5.5 天守の火災に係る課題

防犯上の理由により、非公開とする
------------------



図 5.9 天守東面の樹木



図 5.10 出入口前のテント



図 5.11 二階煙感知器の設置位置に工夫が必要

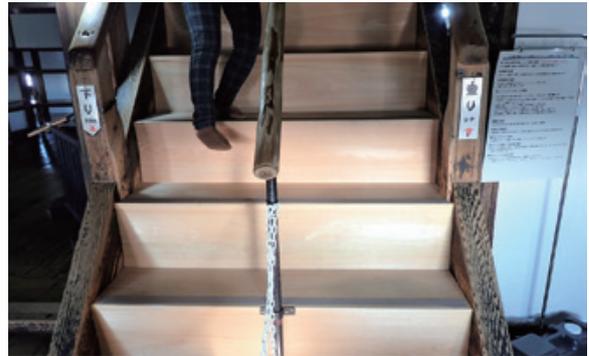


図 5.12 階段の段差が大きく、転倒事故の危険性がある



図 5.13 消防車両の進入が困難な大手道



図 5.14 大手道の急勾配

## (2) 防犯における現状・課題

### ア 事故歴

これまでき損、放火、盗難等による深刻な事故の履歴はない。ただし、軽微な落書きの被害があった。

### イ 防犯の措置

防犯上の理由により、非公開とする

防犯上の理由により、非公開とする

(3) 防災設備の状況

ア 防災設備の設置状況

天守に設置している防災設備は下の表のとおりである。

表5.6 天守の防災設備一覧

防犯上の理由により、非公開とする

#### (4) 耐震対策の状況

平成24年(2012)から同26年にかけて、天守の耐震診断を実施した。耐震診断の結果を踏まえた上で、同27年から天守の破損状況を調査し、修理計画の中で耐震補強案を検討した。工事は同30年から着手し、令和元年(2019)に竣工した。必要耐震性能の目標は大地震動時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないこととして安全確保水準に設定した。

##### ア 耐震診断

構成部材の許容応力度や復元力特性に基づいて天守の耐震性能を把握するために、以下の調査を行った。

表5.7 耐震診断の調査事項

調 査	目 的
RCレーダ調査、X線調査	壁内部の筋交いの位置・仕様(接合状況)の確認
地盤調査(ボーリング調査、標準貫入試験、PS検層)	地層構成と土質工学的性質(静的、動的)の確認
常時微動調査	建物の固有周期、振動モード、並進・ねじれ周期、減衰定数、周辺地域の地盤特性の確認
壁の水平加力試験	天守の土壁と板壁の耐震性能(復元力特性)の検討
石垣3Dレーザ測定	石垣の状況把握

調査により得られた情報から解析モデルを作成し、応力解析、部材断面の検証、限界耐力計算と振動応答解析を行った結果、以下の課題が判明した。

- 二階床及び二階軒桁レベルの外壁と内側の柱の水平変形の差が大きく、土壁の面外曲げによる落下が懸念される。
- 三・四階の東西方向においては、開口を有することで筋交いの配置が少なく、補強の必要がある。
- 一階梁が端部の欠損で入側柱から抜けかかっている箇所がある。

##### イ 耐震補強

以上の結果を踏まえて、犬山城修理委員会の助言を得ながら耐震補強案を検討した。検討において、耐震性能の向上効果のみならず、既存部への損傷、可逆性、耐久性、内観への影響と施工性等も考慮した。具体的に、以下の補強を実施した。

- 二階武者走り床組の根太間に、構造用合板による水平構面の補強をすることによって、二階床レベルの外壁と内側の柱の水平変形の差を抑制する。(合板の下に化粧板を貼り付け、天守内観に調和させる)
- 三・四階の南北面壁の内部に、構造用合板を用いて補強することによって、三・四階東西方向の変形量を抑える。
- 一階梁が入側柱から抜けかかっている箇所に金物を設置し、落下を防止する。

天守台石垣については、濃尾地震の時に天守西面の一部が崩壊した。昭和期の解体修理に際して、根石を除き全部解体し、練積で積み直されたほか、東面と北面東端の一部は根石まで解

体し、地中梁状の基礎コンクリートを入れ、石垣根元の補強が実施された。平成30年度(2018)から令和元年度(2019)にかけて天守台石垣の詳細調査と石垣カルテの作成を行っている。今後は目視による定期点検を行い、石垣の抜け、割れ、孕みといった危険性のある箇所を把握するなど、天守台全体の安定性と安全性の確保に努める。



図5.15 水平構面補強、枋材固定状況



図5.16 水平構面補強、化粧板古色塗完了



図5.17 梁仕口補強 金物取付状況  
(上から見る)



図5.18 梁仕口補強 金物取付状況  
(下から見る)



図5.19 壁補強 合板取付状況



図5.20 壁補強 合板取付  
(小壁は縦板復旧後の状況)

(写真はすべて『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)から引用)

### (5) 風害対策の状況

天守は城山頂部に建ち、強風・暴風の襲来時に被害や影響を受けやすい。被災履歴を見ると、昭和34年(1959)に伊勢湾台風で三重屋根の降棟が落ち、瓦が破損し、壁漆喰も被害を受けた。また、平成11年(1999)にも台風の被害を受け、屋根と漆喰の部分修理が行われた。さらに近年は台風の影響で、平成29年に3回、同30年に2回の閉門(休城)が行われた。そのため、天守は強風に対して、屋根や外壁等の被害防止と来訪者の安全確保が重要な課題である。

### (6) その他の災害の状況

#### 落雷

天守は城山頂部に建ち、屋根には鯨等の突起部があるため、落雷の被害を受けやすい。昭和期の解体修理のときには、文化10年(1813)に落雷の墨書が発見され、天守は相当な被害を受けたと見られる。また、平成29年の鯨の破損についても落雷が原因であると推定されている。避雷設備の保守点検の徹底及び周辺樹木等への落雷の危険性等に配慮した落雷についての予防対策を検討する必要がある。

## 第3節 防災・防犯対策の方法

### 1 史跡の防災・防犯対策

#### (1) 防犯対策

- 史跡指定地内の防犯カメラの増設を検討する。
- 看板等の設置を検討し、犬山城の来訪者及び各施設利用者への周知・啓発を図る。

#### (2) 避難活動

- 一般開放されている区域から、周辺の空地(犬山城前広場及びキャスルパーキング等)までの避難経路を示した看板、ポスター等を設置し、避難経路の周知徹底を図る。
- 大手道の舗装の改修等を行う。
- 一つの経路が遮断された場合や、避難者の流入超過等により円滑な避難ができない場合を想定し、複数の経路から避難活動を行うことができるよう天守から神社所有地を通して避難する経路の活用や、新たな経路の整備等を検討する。

#### (3) 減災及び予防対策

##### ア 防火対策

- 日常の維持管理等により、電気設備の点検や火気・可燃物の管理を徹底する。
- 史跡指定地内において火気を使用する際には、火気設備や器具等の利用に関する確認項目を策定し、火元責任者が火気器具等を随時自主点検する等、管理を徹底する。
- 看板等の設置を検討し、犬山城の来訪者及び各施設利用者への周知・啓発を図る。
- 枯損木の伐採等を行い、延焼の抑制に努める。

##### イ 地震・風水害対策

###### (ア) 建築物

- 天守を除く建築物のうち継続して利用するものについては、現在の建築基準関係規定に基づく耐震基準等を満たした整備、改修等を実施し、安全性の確保に努める。
- 「第4章 第4節 植生管理」に従い、建築物の安全確保に問題のある樹木等を適切に措置する。

###### (イ) 石垣

- 「第4章 第2節4 個別の諸要素の具体的な保存方法」に従い、石垣カルテによる現状把握を継続し、変状が確認される箇所や、崩落等の危険性の高い箇所等について、修復等の措置を行う。
- 「第4章 第4節 植生管理」に従い、石垣やその周辺に生育している樹木等を積極的に整備する。

###### (ウ) 切岸、土塁、堀等

- 「第4章 第2節4 個別の諸要素の具体的な保存方法」に従い、日常の維持管理を適切に行い、土砂の流出や堀際部分の洗掘が生じる可能性がある箇所等について、修復等の措置を行う。

- 「第4章 第4節 植生管理」に従い、斜面を崩落させる危険性のある樹木等を適切に措置する。

#### ウ 土砂災害対策

- 「第4章 第4節 植生管理」に基づき、地表面の植生を維持しつつ、斜面を崩落させる危険性のある樹木や枯損木等について状況に応じた適切な措置を行う等、予防処置や緊急対応等の体制を整える。

#### エ 復旧

- 原則として、史跡の本質的価値を損なうことなく旧来の状態に復するものとする。
- 災害を契機として調査・研究の深化を図り、それにより得られた新たな知見に基づく発展的な復旧を視野に入れた改修、整備を検討する。
- 有識者等の指導のもと、復旧の手法、工程や費用等を総合的に勘案した復旧計画を立案し、可能な限り被災状況や復旧過程の公開を実施し、史跡の保護に対する気運を高める。
- 被災状況及び被災原因等の調査・研究を実施し、調査報告書としてとりまとめ、今後の災害に備える。

## 2 天守の防災・防犯対策

### (1) 防火管理計画

前項に示した課題に対する対策の基本的な考え方を示したうえで、既存の防火体制と措置の改善及び強化のための方策を定める。

#### ア 防火管理者等の氏名及び住所

氏名 消防法施行令の規定による防火管理者の資格を有し、かつ管理権原者(犬山市長)が選任した職員を防火管理者とする。

住所 犬山市大字犬山字北古券65番地2

#### イ 防火環境の設定と整備

天守周辺及び城山全体の火災リスクを最小限にするように努める。屋外消火栓の管理を必要とすることから、これを包含するように天守の周囲20mの範囲の土地を防火管理の対象区域(以下、「防火管理区域」という)とし、この区域内では火気の使用及び危険物品の持ち込みを原則禁止とする。防火管理区域以外での火気の使用及び可燃物の管理については次の項目で扱う。

防犯上の理由により、非公開とする



図5.21 防火管理区域

## ウ 予防措置

火災の発生を未然に防ぐために、以下の考え方に基づき予防措置を定める。

## (ア) 火気等の管理

防火管理区域においては、火気の使用及び危険物の持ち込みを原則禁止とする。工事等において、やむを得ず臨時に火気を使用する必要がある場合には、その都度許可権者の許可を受け、防火管理上必要な指示を受ける。火気使用者は火気使用の許可については消防と協議し、承認を受ける。また、火気の使用前後に点検を行い、安全を確認する。

防火管理区域の範囲の中に第1次近接建造物は存在しないが、本丸に火気(LPG)を使用する売店施設がある。城郭内で火気を使用する施設については、『犬山城消防計画』の規定による施設の自主検査を怠りなく実施するほか、火気設備や器具等の利用に関する確認項目を策定し、火元責任者が火気器具等を随時自主点検する等、管理を徹底する。

さらに、来訪者による火気や危険物の持ち込みを防止するため、入場管理方法の見直し(「第6章第3節1(3) 天守の公開活用方法」を参照)と合わせて、大型荷物用ロッカーの増設や手荷物検査等の実施を検討する。

## (イ) 可燃物の管理

天守内には展示品以外の可燃備品が置かれており、今後は可燃物の整理や除去に努める。危険物を扱う城郭内の施設について、防火管理者あるいは火元責任者が危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等について管理する。可燃物の回収と廃棄について、適切な回収スケジュールと場所を定め、散乱を防ぐ。

## (ウ) 警備

防犯上の理由により、非公開とする

## (エ) 電気設備の更新と定期点検

天守の電気設備は昭和の解体修理時に設置したもので、老朽化していると考えられることから、安全性のため電気設備を更新する必要がある。電気設備の更新検討について「第7章第3節2(3) 天守の整備方法」を参照する。また、電気主任技術者による電気設備の定期点検(絶縁抵抗測定等)を行い、不備、欠陥があった場合、直ちに対処策を講じる。常時の点検として、照明器具・配線の状態や劣化の度合いに加え、コンセントや電気コードにほこりがたまっていないかも確認する。地震による電気火災の防止対策として、停電時に電気設備の点検を行う等、復電する際の安全確認を行う。なお、落雷対策については「第5章 第3節2(6) その他の災害対策」を参照する。

## エ 安全対策と避難活動

火災等の非常時に来訪者が安全かつ効率よく避難できるように、現在の避難手順の有効性を検証し、最大登閣者数の妥当性も含めて改善方法を検討する。検証方法については必要に応じて専門家の助言を得る。検証時に、複数箇所での火災発生や転倒事故の発生等、様々な場面を想定するように努める。

また、逃げ遅れた来訪者が出た場合、もしくは避難ルートが通行不可能になった場合を想定し、来訪者を救助する方法も検討する。天守の廻縁や数多くの窓開口部等の建築的特徴を利用し、救助袋等の避難用具を利用する救助方法を検討する。避難器具等を天守に設置する場合は、復元部分である附櫓を活用する等、できるだけ天守の価値への影響を最小限にするように努める。

さらに、避難時に転倒等の事故を防ぐために、避難ルートの要所(階段、地下階、出入口等)での防災対策の強化を検討し、階段手摺、地下階の石垣や出入口枠等の健全性の定期点検に努める。

## オ 消火体制

火災・地震その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるように、現在の消火体制の向上を検討する。

### (ア) 自衛消防隊による初期消火

『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』に定められた自衛消防隊の体制と行動の有効性を検証し、改善方法を検討する。特に天守内部で様々な出火場所を想定し、初期消火が困難な場所を確認し、対応策を検討する。対応策については必要に応じて専門家の助言を得る。また、夜間の消火体制の改善も検討する。

### (イ) 訓練実施計画

消防訓練と防災教育を今後も定期的実施するほか、防災の検討によって体制の変更や設備の更新があった場合は速やかに関係職員に通知し、必要に応じて臨時訓練を実施する。また、犬山城券売所での目視等での確認によると、外国籍の来訪者は増加傾向にある。そのため、訪日外国人の来訪者の安全性かつ防災全体の円滑性のために、多言語で対応できるように、訓練内容を適宜見直す。

### (ウ) 地域の協力体制

城郭内施設の所有者、消防団と地域の自主防災組織との協力体制について検討を行う。災害時の共助体制等について協議し、面的な防災力の強化を図る。

## (2) 防犯計画

現状の防犯体制を継続する。事故が発生した場合は、防犯上の不備等の要因を調査し、再発防止を図る。放火等を防ぐために、必要に応じて手荷物検査や荷物預かりを実施する等、防犯体制の強化を図る。特に荷物の預かりは防犯だけでなく、来訪者の快適性と衝突による建物の損傷を防ぐ観点からも重要であるため、今後荷物の管理方法を活用・整備と合わせて検討する。

### (3) 防災設備計画

#### ア 今後の設備整備計画

今後は防災や避難体制の検証と合わせて、防災設備の改善を図り、必要に応じて新たな防火設備の設置についての検討を行う。特に以下の点を中心として検討し、防火対策を整備する。

- 既存防災設備の有効性を定期的に見直し、特に自動火災報知設備の性能と設置位置について天守の周辺も含めたそれぞれの場所の特性を考慮しながら検証を行う。既存防災設備の有効性が不十分なところについて、炎感知器等適切な設備の整備を検討する。
- 職員による初期消火が困難な場所について、スプリンクラー等の自動消火設備の整備を検討する。
- 避難ルートの要所(階段、地下階、出入口等)での防火対策の強化を検討する。
- 連結送水管の設置等、補水にかかる時間の短縮を検討する。

#### イ 保守管理計画

今後も消防法により定められた定期点検(作動点検、外観点検、機能点検と総合点検等)を点検業者に委託して実施し、防災設備の良好な作動を維持する。また、同法に定められていない防災・防犯設備等についても、同法に準じた点検を実施する。防火管理者は法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、1年に1回消防長に報告する。不備、欠陥があった場合、直ちに対処策を図る。防災設備の設置位置、操作方法と点検に関する事項を消防計画に記し、職員がこれらを熟知するため、定期的な教育と訓練を行う。

### (4) 地震時の対処方針

日常の地震対策、地震時の安全措置と地震発生後の対処に関する方針を消防計画に定め、詳細な事項について『犬山城防災マニュアル』に記載し、職員への周知徹底を図る。以下はその基本的な考え方を示す：

#### ア 日常の地震対策

- 展示品の転倒防止措置を行う等、地震時の災害の防止並びに軽減に努める。
- 震災用の備蓄品や救助用機材を確保し、定期的に点検する。
- 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震等に関する情報に注意し、対応策を定める。

#### イ 地震時の安全措置

- 自身の安全を守ることを第一とする。

#### ウ 地震発生後の対処

- 被災者の救助を優先し、避難誘導と自衛消防活動を行う。
- 広域の震災情報を収集し、対応措置と情報共有を講ずる。
- 全体の被災状況を把握し、歴史まちづくり課への報告と対応措置を行う。

(5) 風害対策

天守の日常的な点検を励行し、特に瓦と壁漆喰の破損を発見した場合は早い段階で修繕を図り、飛散や落下のリスクを低減させる。また、気象庁により警報、注意報等が発表された場合は、必要に応じて閉門(休城)や開城時間の短縮等により来訪者の被害を防止する。

(6) その他の災害対策

落雷

今後も避雷設備の法定検査・保守メンテナンスを怠りなく行い、天守と内部設備の落雷被害を最小限にする。また、天守だけでなく、周辺樹木も雷の直撃を受ける可能性があり、周辺樹木が落雷によって着火した場合の飛び火も火災要因の一つとなるため、今後樹木管理を適切に行っていく。

### 3 緊急連絡体制の構築

史跡および天守において災害が発生した際、迅速な対応を行うための緊急連絡体制を以下に示す。

#### (1) 開場時

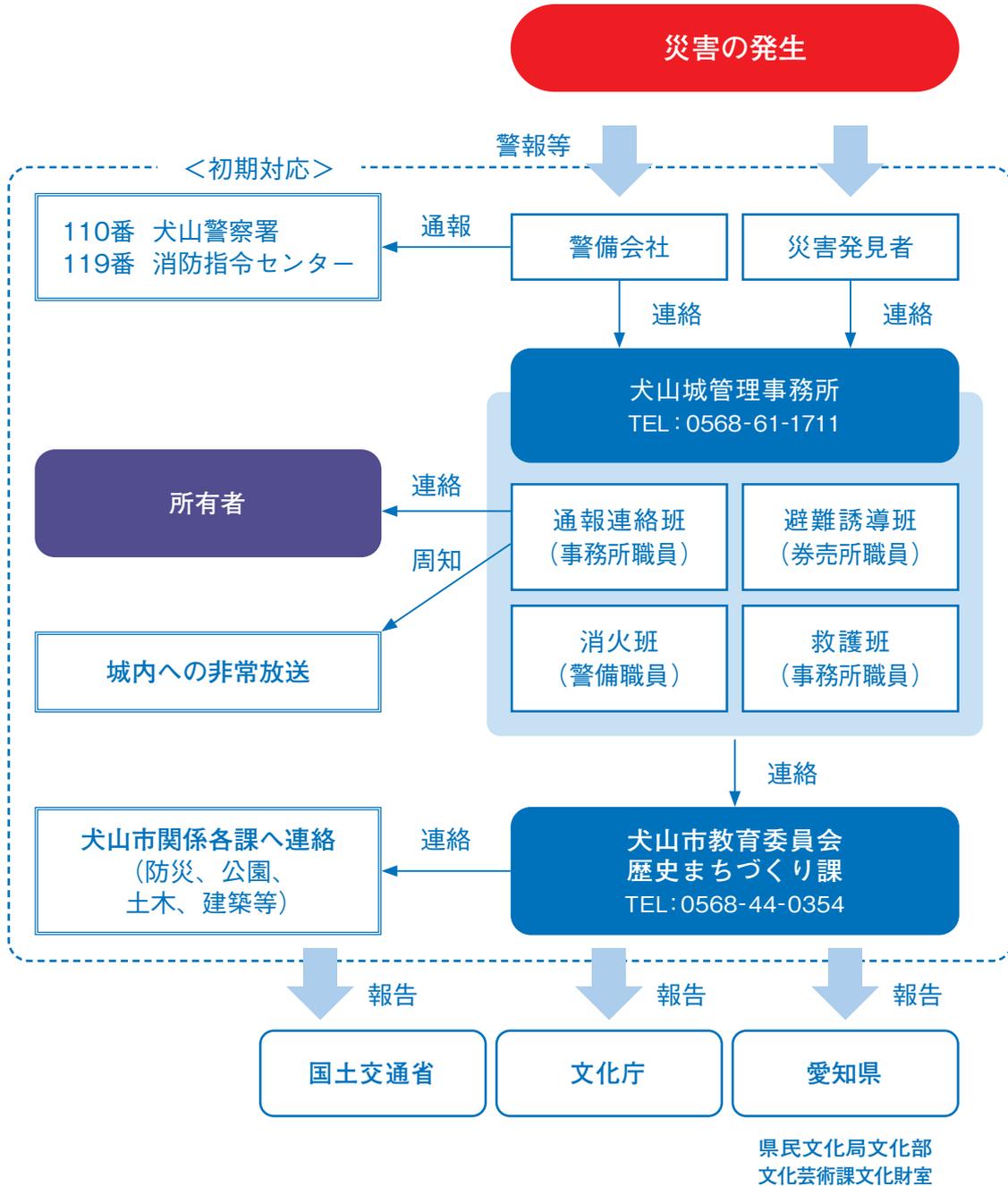


図5.22 災害時における緊急連絡体制(開場時)

(2) 閉場時(夜間等)

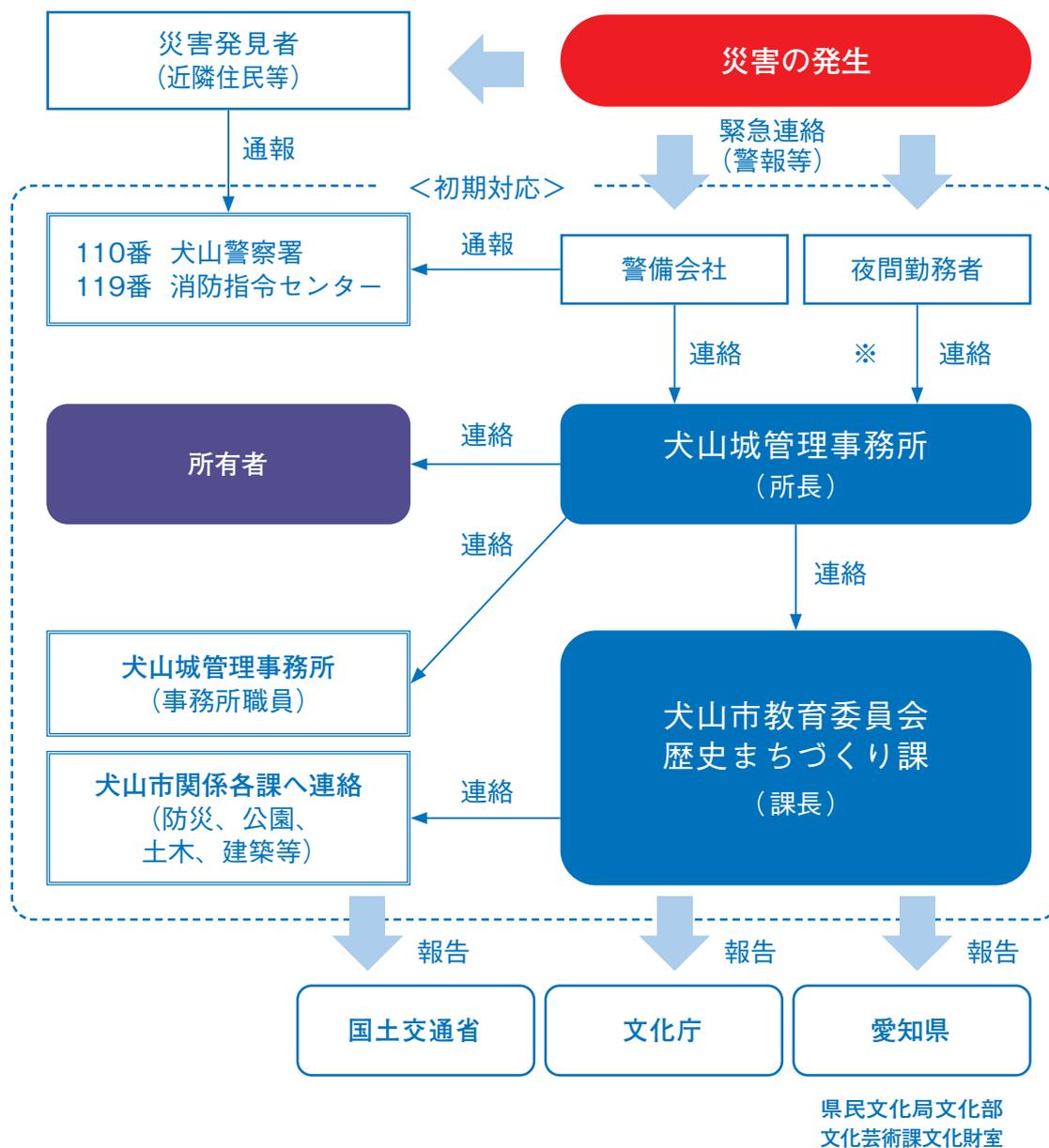


図5.23 災害時における緊急連絡体制(閉場時)

- 施設に異常(煙及び熱感知器作動・侵入による警備装置作動)があった場合、警備会社に連絡が入り警備員が出動するとともに、119番通報する。
  - 施設で原因を確認し、火災であれば消防へ、侵入であれば警察に連絡する。
- ※天守で火災が発生した場合には、自動火災報知設備と連動した火災通報装置から119番通報される。

## 第6章 活用

### 第1節 方向性

活用の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、活用の方向性を以下に示す。

- 史跡犬山城跡の本質的価値を市民、来訪者へ正確に伝えるため、遺構等の顕在化を図り、公開範囲の拡大を検討する。
- 犬山城への理解を深めるため、犬山城の歴史及び文化財的価値を活かした企画・催事等を継続的に開催し、学習の場としての活用を図る。
- 情報の発信方法や発信する内容の充実に努め、犬山城の普及・周知を図る。
- 犬山城の価値や歴史に対する来訪者の理解を深めるため、展示及び案内・説明内容の充実に図る。
- 周辺施設等との連携を強化し、周辺地域への回遊性の向上を図る。

### 第2節 活用の現状と課題

#### 1 公開活用

##### (1) 公開範囲

###### ア 現状

史跡指定地内は、公益財団法人犬山城白帝文庫の事務所等が所在する樅の丸地区及び管理者用の詰所、倉庫等が所在する杉の丸地区、城山外縁地区及び三光寺山地区の北側斜面を除き、一般公開されている。

また、杉の丸地区の大手道沿いに券売所があり、天守を含む本丸地区のみが有料区域となっている。

###### イ 課題

- 犬山城の縄張りを構成する重要な遺構である曲輪の一部が公開されていないため、大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な縄張り構造が来訪者に伝わりにくい。
- 城山外縁地区では、発掘調査により、史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素である土塁や切岸等が確認されているが、立入りが制限されているため、遺構の全貌を確認することができない。



## (2) 遺構等の公開状況

## ア 現状

## (ア) 石垣、堀、土塁、切岸等

一般公開されている範囲から視認できる近世以前に築造された主要な石垣(修理工垣を含む)は、本丸及び縦の丸南側の大手道に面している部分、本丸の南東側部分及び曲輪内の櫓台石垣等である。一方、石垣周辺が非公開範囲となっている本丸の西側及び北側や、縦の丸の西側等の曲輪石垣は、視認し難い状況となっている。

城山外縁地区の西麓の堀、土塁等は、松の丸地区の北西部付近の大手道からその形状を確認することができるが、一部は堆積物によって埋まっており、樹木等の繁茂による影響もあって遺構の全貌を把握することができない状況である。

城山外縁地区の東麓の切岸については、樹林地内に所在しているため、指定地の外部及び内部いずれからも視認できない状況である。



図 6.2 縦の丸南側石垣



図 6.3 本丸南東側石垣



図 6.4 城山外縁部堀

## (イ) 礎石・地下遺構等

門跡の礎石については、大手道地区の黒門跡(2箇所)、松の丸地区の松の丸表門跡(1箇所)、本丸地区の七曲門跡(4箇所)で確認されている(「表 2.6 犬山城門・櫓一覧」参照)。

これらの礎石は、一般公開されている範囲から視認できる箇所では遺構が公開されている。



図 6.5 黒門跡礎石



図 6.6 松の丸表門跡礎石



図 6.7 七曲門跡礎石

## イ 課題

## (ア) 石垣、堀、土塁、切岸等

- 本丸の西側及び北側や、縦の丸の西側等の曲輪石垣は、一般公開範囲から視認し難い状況であるため、遺構の視認性を確保する必要がある。
- 城山外縁地区においては、堀、土塁、切岸等の遺構の全貌が把握できない状況であるため、遺構の顕在化を図るとともに視認性を確保する必要がある。

(イ) 礎石・地下遺構等

- 黒門跡、松の丸表門跡、七曲門跡以外の門跡等については、礎石が確認されておらず遺構の顕在化が十分ではない。
- 門跡の礎石及び地下遺構等は、遺構の残存状況が把握されていないものが多く、発掘調査等により史実の解明を図る必要がある。

(3) 天守の公開状況

ア 現状

天守は現在以下のように公開を行っている。

表6.1 天守の公開状況

項目	内容	
公開時間	午前9時から午後5時まで(関係者と協議のうえ、延長の場合あり)	
休城日	12月29日から31日まで	
入場料金	個人：一般550円、小・中学生110円 団体：30人以上1割引、100人以上2割引、300人以上3割引 その他施設の入場券と組み合わせたセット券がある	
ライトアップ	午後10時まで	
見学方法	来訪者は本丸に入る前に、杉の丸の前に設置している券売所で入場券を購入する。本丸の城門(鉄門)で入場券の確認を受け、犬山城の案内パンフレットを入手する。天守に入る前に、天守出入口前のテントで靴を脱ぎ(冬季はスリッパに履き替える)、靴を提供されたビニール袋に入れ、天守内では、ビニール袋を持ちながら見学する。天守内に見学順路を表示しているが、混雑時等以外は来訪者の見学動線を制限していない。階段は基本的に右側通行であり、廻縁は右回りである。天守内は飲食禁止となっている。	
天守内の展示内容	地下二階	展示物と説明板は設置していない。階段より奥の空間は立入禁止とし、物置として使っている。
	地下一階	展示物と説明板は設置していない。
	一階武者走り	甲冑、屋根瓦、屏風、棧唐戸等を展示ケースに入れ展示している。また、犬山城の近世絵図、「早発白帝城」の詩、大名配置と石高調べを壁掛けの額と札として展示している。階段の近くに天守の概要説明板を設置している。
	一階附櫓	附櫓と白帝文庫の組織に関する説明板のほか、意見を記入するための台と筆記用具類を設置している。
	一階石落しの間	石落しの間に関する説明板を設置している。
	一階上段の間	立入禁止とし、柵越しに空間と説明板を見せている。
	一階第一の間	壁掛けの古写真を展示している。柵越しに第二の間に設置している天守模型と説明文を見せている。
	一階第二の間	立入禁止としている。(柵越しに第二の間に設置している天守模型と説明文を見せている)
	一階納戸の間	立入禁止としている。
	二階武者走り	展示物と説明板は設置していない。
二階武具の間	国宝5城を壁掛け額で展示している。武具の間に関する説明板と1/10の天守軸組模型も設置している。	

項 目	内 容	
三階内部	三階に関する説明板を設置している。	
三階唐破風の間	展示物と説明板は設置していない。	
三階破風の間	東の破風の間は柵越しに見学できる。西の破風の間は立入禁止とし、物置として使っている。	
四階高欄の間	高欄の間に関する説明板を設置している。城主、国宝指定書の写し等を壁掛けの額で展示している。	
四階廻縁	展示物と説明板は設置していない。	

## イ 課題

### (ア) 入城管理の検討

天守正面のテント屋根は天守の外観を損なうが、雨の日には来訪者の快適性を確保し、天守入口での人溜まりとしての機能を果たしている。そのため、天守の外観だけでなく、来訪者の動線、入城管理や雨・風対策等様々な観点から検討したうえで対策を見出す必要がある。

また、来訪者の増加により、来訪者の快適性確保と防災上の対策に加え、荷物管理の需要も高くなることが想定される。特に公共交通機関を利用する来訪者や訪日外国人はリュックサック等の大荷物を携帯することが多いため、見学に不便なだけでなく、リュックサック等が天守を傷付けてしまう恐れもある。券売所にコインロッカーが設置されているが、十分な数を確保できていない。

さらに、来訪者は現在靴脱ぎ場(テント)で靴を脱ぎ、提供されたビニール袋に靴を入れ、天守内部に持ち込む形となっているが、急勾配の階段の昇り降りには靴が手荷物となり、危険となる可能性がある。



図 6.8 テント内の靴脱ぎ場



図 6.9 券売所のコインロッカー

### (イ) 展示内容の更新

現在天守内に展示物と天守に関する説明板が設置されているが、来訪者に天守の文化財的価値が効果的に伝わる状況とは言えない。展示物については構成に一貫性を欠き、説明も不足している。また、天守の軸組部材が展示物に遮られたり、展示物が長押等の部材に載せられたりする場所があり、天守の内観と部材の保存に良くない。一方、天守に関する説明板は各部分の紹介にとどまり、天守の文化財的価値の理解を促す要素が薄い。



図6.10 天守内の展示物(屏風)



図6.11 天守内の展示物(軸組模型)

## 2 企画・催事等の開催状況

現在、犬山城では一般来訪者に向けて通年イベント等は開催していない状況であるが、市民の犬山城への理解を高めるため、以下のような企画等が開催されている。

### ア 現状

#### (ア) 発掘調査等の説明会

犬山城の歴史を広く市民に伝えるため、発掘調査の現地説明会等を開催している。近年では、平成29年(2017)6月25日に、かつて西御殿が存在した場所とされる旧犬山市体育館の跡地にて、現地説明会を実施している。



図6.12 発掘調査現地説明会の様子

#### (イ) シンポジウム

犬山市では、平成29年と平成31年に学術調査等の成果の報告と、犬山城の歴史等について、学識経験者等による研究発表や、パネルディスカッション等を行うシンポジウムを開催している。



図6.13 犬山城シンポジウムのチラシ

#### (ウ) 教育機関との連携

市内の小学校3・4年生の社会科学習の副読本『わたしたちのまち犬山』に犬山城が掲載されており、郷土の文化財として犬山城に興味を持つきっかけとなっている。

また、市内の中学校、高校からの依頼により、犬山城の歴史を知ることのできる体験学習の機会として、職場体験を受け入れている。城内の維持管理・運営業務等を体験してもらいながら、犬山城の歴史を知る機会となり、興味をもつきっかけとなっている。

## イ 課題

- これらの取組みは、犬山城を知る上で貴重な機会であるため、市民へのさらなる周知を図る必要がある。
- 現在開催されている企画・催事等は一過性のものであり、市民が継続的に参加できる形式の企画・催事等は開催されていない。
- 来訪者が体験を通じて犬山城の歴史を知るような企画・催事等は行われていない。
- 現在、教育機関との連携事業は、市内の学校等による職場体験が中心であるため、大学を含む教育機関等との連携強化を図り、学習の場としての機能を充実させるためのプログラムの構築を検討する必要がある。

## 3 情報発信の状況

## ア 現状

## (ア) インターネットを活用した情報発信

公式ウェブサイト「国宝犬山城」により、犬山城へのアクセス、入場料金等の基本情報のほか、歴史や城郭構造等を絵図や写真で分かり易く発信している。

また、当ウェブサイトは6か国語にて表記することが可能であり、国外からの来訪者への案内、周知を図っている。なお、犬山城公式のSNS等を活用した情報発信は行っていないが、犬山市の公式キャラクター「わん丸君」の公式Twitterにより、他の施設と合わせて情報発信を行っている。

## (イ) 観覧時の情報発信

城内で配布しているパンフレットは公式ウェブサイトと同様に6か国語の表記がなされている。交通案内、入場料金等の基本情報のほか、天守の歴史や構造等の情報が記載されている。



図 6.14 国宝犬山城パンフレット(表)



図 6.15 国宝犬山城パンフレット(裏)

## (ウ) 来場者に対するガイド

犬山城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が担っており、日本人を対象としたガイドとして犬山歴史観光ガイド「ナイスで犬山」が、外国人を対象としたガイド(英語、ドイツ語、韓国語、中国語)として、「犬山グッドウィルガイド」が活動を行っている。

イ 課題

- 観覧時に入手するパンフレットについては、天守の詳細内容が記載されているのに対し、史跡全体の遺構の位置や、概要等の記述が少なく、史跡犬山城跡の価値を伝えきれていない。
- 史跡の観覧ルートや、見どころ等を記載したパンフレットがないため、観覧時に必要となる情報の提供が十分ではない。
- 公式ウェブサイトには投稿機能が付加されておらず、過去の来訪者による評価や感想等を閲覧することができない。

4 周辺施設との連携等

ア 現状

(ア) 犬山市文化史料館本館(愛称：城とまちミュージアム)

犬山市文化史料館本館では、犬山城の歴史文化を伝えるため、以下のような展示を行っている。同施設内には、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史料等を展示している「犬山城白帝文庫歴史文化館」が設置されている。

表6.2 犬山市文化史料館本館の展示内容

開館時間	午前9時～午後5時
休館日	12月29日～12月31日 ※展示変更または整理期間
観覧料	一般：300円 中学生以下：無料 団体(30名以上)：240円 ※特別展の観覧料は別に定める
犬山市文化史料館本館	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 武家文化、町人文化が花ひらいた江戸時代を中心に、犬山の歴史や文化を展示紹介している。</li> <li>• 江戸時代の犬山城下町を再現したジオラマ等の常設展示のほか、犬山市の歴史文化の魅力を掘り起こす企画展示を行っている。</li> </ul>
犬山城白帝文庫歴史文化館	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵している資料を常設展示するとともに年に2回、テーマを設けて企画展・特別展を行っている。</li> </ul>



図6.16 城とまちミュージアムの展示物  
(城下町ジオラマ)



図6.17 犬山城白帝文庫歴史文化館の展示室

## (イ) スタンプラリー

犬山城では、周辺地域の自治体や民間企業等と連携して、スタンプラリーの取組みを行っている。近年開催されたスタンプラリーは以下のとおりである。

表6.3 近年開催のスタンプラリー

開 催 名	開催時期	企 画 元
ぶらり城下町スタンプラリー	犬山キャンペーン (春・秋) 毎年	名古屋鉄道×犬山集中大規模観光 宣伝協議会
愛知戦国めぐりスタンプラリー	H29年度～H30年度	愛知県振興部観光局
見にとりっぺ戦とりっぺスタンプラリー	H29年度～	愛知・岐阜広域観光宣伝協議会
日本まんなか歴まちスタンプラリー	H26年度～H28年度 (犬山城)	中部地方整備局
ぐるり木曾川スタンプラリー	～H28年度まで	木曾川流域観光圏
日本どまんなかお城スタンプラリー	H25年度～30年度	大垣市(大垣市観光協会×NEXCO 中日本)
国宝五城周遊スタンプラリー	H30年度～R2年度	国宝城郭都市観光協議会

## (ウ) セット入場券等の販売

犬山城では、周辺の観光施設との連携を図り、セット入場券等の販売を行っている。

現在(令和3年(2021)3月)行っているものは以下のとおり。

セット入場券を販売している施設は、市内の観光施設等が多く、比較的小規模な範囲での回遊性の向上及び、市内への宿泊者の誘致等を目的とした取組みであるといえる。

表6.4 セット入場券の販売状況

券 名	観覧施設	販売場所
犬山城下町周遊券	・国宝犬山城 ・城とまちミュージアム ・どんでん館	国宝犬山城、城とまちミュージアム、 どんでん館、犬山観光案内所
明治村セット券	・国宝犬山城 ・博物館明治村	国宝犬山城、博物館明治村、 犬山観光案内所
リトルワールドセット券	・国宝犬山城 ・野外民族博物館 リトルワールド	国宝犬山城、リトルワールド、 犬山観光案内所
モンキーパークセット券	・国宝犬山城 ・モンキーパーク	国宝犬山城、モンキーパーク、 犬山観光案内所
モンキーセンターセット券	・国宝犬山城 ・日本モンキーセンター	国宝犬山城、モンキーセンター、 犬山観光案内所

## イ 課題

- ・犬山市文化史料館本館では、VR(バーチャルリアリティ：仮想現実)等先端技術を用いた映像や、ガイドンス等の提供は行っていない。今後、調査・研究を深化させるとともに先端技術を活用したコンテンツの開発等を検討する必要がある。

- 犬山城白帝文庫歴史文化館で展示される史料は、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史料等の一部に限られているため、より多くの史料を展示する方法について検討する必要がある。
- スタンプラリーやセット入場券等の取組みは、多くの観光者に犬山城を知ってもらう機会となるとともに、地域の観光産業の活性化に寄与するため継続し、社会情勢や来訪者のニーズ等に柔軟に対応しながら、更新等の検討を行う必要がある。

## 5 アクセス環境

### ア 現状

#### (ア) 電車(駅から徒歩)でのアクセス

名鉄犬山線・小牧線・広見線「犬山駅」下車、徒歩約15分または、名鉄犬山線・各務原線「犬山遊園駅」下車、徒歩約15分となっている。「犬山駅」から徒歩で来場する場合は、城下町の本町通りを通過するルートが主要なルートとなっている。「犬山遊園駅」から来場する場合は、様々なルートを選択できるが、木曾川遊歩道を通るルートは、正面に天守を見据え、木曾川の風致景観を享受しながら進むことができるルートとなっている。

#### (イ) 自動車でのアクセス

名神高速道路「小牧IC」から約25分、名古屋高速道路「小牧北IC」から約25分、中央道「小牧東IC」から約20分、東海北陸道「岐阜各務原IC」から約25分となっている。周辺に主要な幹線道路のインターチェンジがあり、様々な方面からアクセスし易くなっている。

犬山城の南側には140台(バス10台)収容できる第1駐車場(キャッスルパーキング)が整備されている。また、犬山城まで徒歩約8分の内田防災公園西側に第2駐車場(123台)、犬山城まで徒歩約20分の犬山市役所に第3駐車場(150台)を整備している。

#### (ウ) バスでのアクセス

犬山城の南側のバス停「城前広場」に停車するわん丸君バス(犬山市コミュニティバス)の内田線(12人乗り)が運行している。「城前広場」バス停を発着するバスは上りが1日6便、下りが1日5便あり(月曜日から金曜日のみ、祝日含む)、内田線は犬山駅及び犬山遊園駅とも接続している。

#### (エ) 自転車でのアクセス

キャッスルパーキング付近にサイクルスタンドが設置されている。

### イ 課題

- 最寄り駅である「犬山駅」及び「犬山遊園駅」からは、いずれも徒歩約15分となっているため、主要な観光ルートとなる城下町、木曾川遊歩道及び城見歩道等と一体的な歴史的風致の維持・向上を図る必要がある。
- 自動車でのアクセス環境は整っているが、今後の社会情勢や来訪者のニーズ等に柔軟に対応した整備が必要である。
- 現在運行しているバスは、高齢者等交通弱者の移動支援を目的としているため、犬山城の公式ホームページやパンフレット等には、バスでのアクセス情報等は記載されていない。

- 現在、犬山城を含む周辺地域では、レンタサイクルやコミュニティサイクル等の事業は行われていない。

## 6 来訪者の状況

### ア 現状

近年における犬山城の入場登閣者数は、以下の通りである。

各年度における入場登閣者数は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける前の平成30年度までは増加傾向にあった。また、行楽シーズンである3月から5月、8月、10月及び11月の入場者が多くなっている。

表6.5 犬山城の入場登閣者数

月	入 場 登 閣 者 数 (人)			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4月	63,671	70,181	74,624	86,444
5月	66,497	67,016	69,223	77,475
6月	34,501	41,136	45,083	40,223
7月	37,235	35,026	33,843	35,973
8月	53,244	60,428	54,082	49,040
9月	38,554	45,234	43,478	41,485
10月	52,544	44,030	56,986	39,734
11月	56,065	64,208	66,104	55,233
12月	26,517	30,106	32,243	31,115
1月	37,727	43,364	41,723	48,823
2月	28,571	34,175	36,702	34,913
3月	57,023	75,642	66,025	0
合計	552,149	610,546	620,116	540,458

※令和元年8月1日～9月30日：天守保存修理工事に伴い天守一部入場不可。入場料無料にて天守1、2階を開放

※令和2年2月29日～3月31日：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため閉城

### イ 課題

- 年間を通じて多くの来訪者がいるため、史跡を観覧する上での安全性及び利便性の向上を図る必要がある。
- 6月、7月及び12月、2月は、比較的来訪者が少なく、特に週末や祝日と比較して平日の来訪者が少ない傾向にある。
- 今後の運営において、新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止等についての対策を講じる必要がある。

## 第3節 活用の方法

### 1 公開活用

#### (1) 公開範囲

- 大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な縄張り構造を来訪者へ分かり易く伝えるため、今後、杉の丸地区の公開方法の検討を行う。
- 城山外縁地区では、発掘調査で確認された土塁、堀、切岸等の遺構の顕在化及び公開に向けた検討を行う。

#### (2) 遺構等の公開

##### ア 石垣、堀、切岸、土塁等

- 近世以前に築造された石垣は、往時の犬山城の縄張りや歴史を示す重要な遺構であるため、来訪者の観覧ルートからの視認性を確保する。
- 城山外縁地区においては堀、土塁、切岸等の遺構が存在しているため、遺構の視認性を確保し、顕在化を図ったうえで安全に公開するための手法を検討する。

##### イ 礎石・地下遺構等

- 門跡の礎石や地下遺構等は、遺構の残存状況が把握されていないものが多いため、発掘調査や文献調査等を進め、新たな史実の解明を図り、調査により遺構が確認された場合は、遺構の公開を積極的に検討する。

#### (3) 天守の公開活用方法

##### ア 入城管理方法の見直し

入城管理施設の更新検討〔第7章 第3節2(3) 天守の整備方法〕参照〕と同時に現在の入城管理のあり方も見直し、将来的な需要に応えられるように備える。特に以下の内容に重点を置いて検討する。

- 来訪者の増加と城郭全体の公開範囲の拡大を想定する。荷物管理の需要も高くなることが想定されるため、検討例として、コインロッカーの数や設置場所の見直し、荷物預かりサービス等が考えられる。
- 来訪者の安全性と快適性に配慮する。検討例として、靴脱ぎの代わりに衛生シューズカバーの提供や靴入れの設置、靴袋の素材やデザインを工夫する等、靴脱ぎの不便さという負のイメージを改善する対策を検討する。

##### イ 天守の展示内容の見直し

現在天守内の展示内容は一貫性を欠き、説明も不足している。天守の文化財的価値をより効果的に伝えるために、今後天守の展示計画を以下の考え方に基づき見直す。

- 天守の内観と特徴を見せることを優先する。検討例として、説明板等を設置する場合は天守の内観への影響を最小限に抑える。必要に応じて、説明板の代わりに、音声ガイドや携帯電話のガイドアプリ等の導入を検討する。

- 「第2章 第5節 文化財の価値」で示した天守の文化財的価値を伝える展示内容を計画し、天守の文化財的価値をなるべく広い対象範囲に伝える。検討例として、来訪者の多様性を考慮し、活用メニューや価値の理解を促す要素の充実を図る。単なる「見せる」以外の手法も積極的に検討する。また、天守内観の見学の支障とならないよう、展示物を必要最小限とし、量よりもわかりやすさ、一貫性とインパクトを重視する。

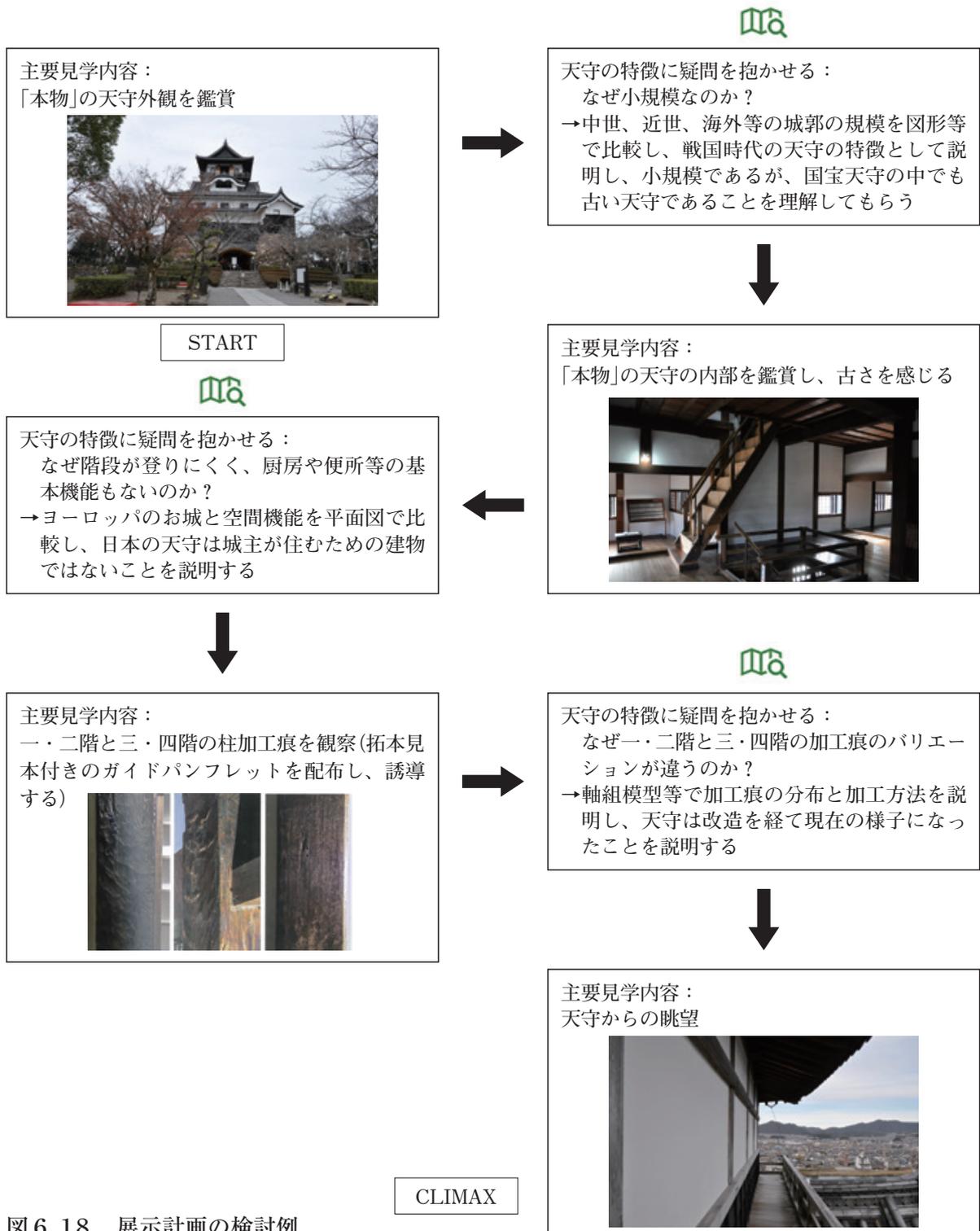


図 6.18 展示計画の検討例

- インバウンド対策を考慮する。検討例として、展示内容の説明を多言語化するだけでなく、内容自体も必要に応じて編集する。日本史や日本建築等日本独自の内容がある場合は内容を薄めて易しくするのではなく、訪日外国人の来訪者でも身近に理解できる内容やアプローチを検討する。

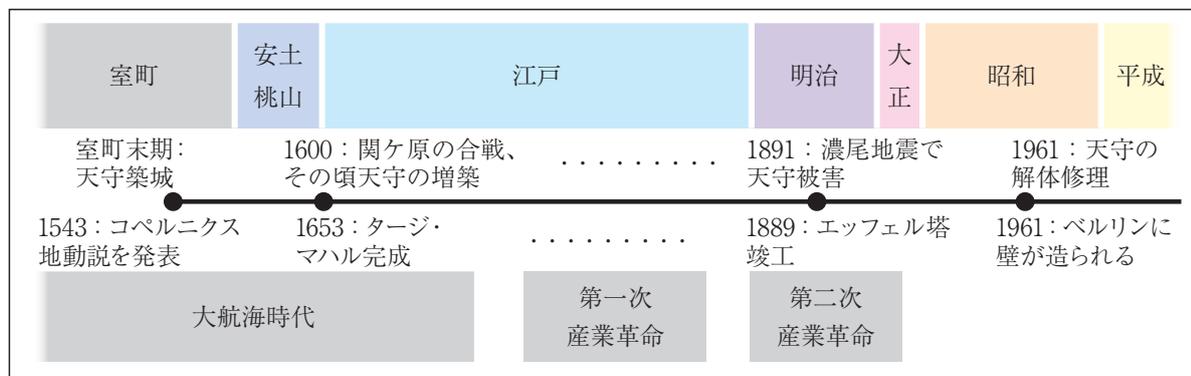


図 6.19 展示方法の例：天守の歴史に世界史の社会背景を追加すると訪日外国人がより身近に理解できる

## 2 企画・催事等の検討

- これまでも実施してきた発掘調査現地説明会、シンポジウム等を積極的に開催し、市民に犬山城を理解してもらう機会を広く設ける。
- 一過性の企画・催事等だけでなく、市民が継続的に参加できるプログラム等を構築し、市民による犬山城への愛着の醸成を図る。
- 犬山城の歴史や文化への理解を深めることができるよう体験型のイベント等を企画・開催する。
- 教育機関等との連携を強化し、学校教育のカリキュラムや大学の研究教育プログラム等で犬山城を学習の場として活用することにより、将来の担い手の育成を図る。

## 3 情報発信の方法

### ア 多様な情報発信方法の検討

- 現在行っている公式ウェブサイト、パンフレット等の他、SNS等の活用や交通機関や宿泊施設等と連携した商品の拡充等、多様な媒体を活用した情報発信方法の検討を行い、市内外への周知を図る。

### イ 史跡犬山城跡のパンフレットの発行

- 現在、犬山城で配布しているパンフレットは、国宝天守については詳しく書かれているものの、史跡指定地内の遺構等にはあまり触れられていないため、犬山城の縄張りを構成する曲輪や石垣等の説明、史跡全体図等の情報を含むパンフレットの作成等を検討する。
- 史跡の見どころや観覧ルート等を表示し、観覧時に必要となる情報を提供する。

### ウ 口コミ機能による利用者の評価

- 来訪者が事前に収集する情報には、施設へのアクセス、基本情報等に加え、実際の利用者の

口コミ等の評価が含まれる。公式ウェブサイトの他、口コミ機能等があるインターネット媒体等を活用した情報発信の拡充について検討する。

#### 4 周辺施設との連携

- 先端技術等を活用した映像やガイドシステムの導入等により、犬山市文化史料館本館での犬山城に関する展示の充実を図るとともに、新たな展示場所の確保等も視野に入れ、公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵史料をはじめとする犬山城に関する史料等の展示拡充について検討する。
- 現在実施している広域的なスタンプラリー及び市内の観光資源等とのセット入場券の販売等の事業の継続・拡充を検討し、犬山城と周辺地域が一体となって回遊性の向上及び観光資源の有効活用を図る。

#### 5 アクセス環境の向上

- 鉄道駅から徒歩でのアクセスについては、犬山駅及び犬山遊園駅からの主要なルートとなる城下町の歴史的建造物や町並み景観、木曾川遊歩道や城見歩道等の風致景観を保全し、歩行者の安全にも配慮しつつ、周辺地域の一体的な歴史的風致の維持・向上を図る。
- 自動車でのアクセス環境は整っているため当面は現状を維持するものとし、今後の社会情勢及び来訪者のニーズ等に柔軟に対応した整備の検討を行う。
- 市内の主要な観光資源等を循環するバス路線等、高齢社会に対応したアクセス環境の検討を行う。
- 指定地外の犬山城関連遺構や周辺施設等への回遊性の向上を図るため、レンタサイクルやコミュニティサイクル等の導入の可能性について検討する。

#### 6 感染症の拡大防止等に向けた対策

- 今後、新たな感染症等が流行した場合に向けて、天守及び史跡内における感染拡大防止対策等の検討を行う。
- 具体的な対策内容は、国及び自治体の対策方針に従い、感染症の症状や感染ルート等の状況により、個別に検討するものとするが、混雑を回避するための入城規制やソーシャルディスタンスを確保した施設の活用が可能なリスクマネジメント体制の構築を図る。
- 今後、従業員の感染防止対策として、来訪者との接触機会を減らすためのリモートシステム等の構築や休城等を余儀なくされた場合に備え、犬山城の魅力を伝えるための動画配信等について検討する。



## 第7章 整備

### 第1節 方向性

整備の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、整備の方向性を以下に示す。

- 史跡の整備を着実に進めるために、「史跡犬山城跡整備計画」を策定する。
- 国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を後世に確実に継承していくため、天守及び本質的価値を構成する諸要素の保存管理方法、地区別の保存管理方針に基づき、調査研究の成果を踏まえた適切な整備を行う。
- 調査・研究等の成果により史跡の本質的価値を明らかにした上で遺構の顕在化に努め、遺構の視認性を確保するための整備を進める。
- 史跡犬山城跡の往時の姿を正確に伝えるため、失われた建造物や石垣、堀、土塁等の調査・研究を進め、史実に基づく復元整備の検討を行う。
- 天守及び史跡の歴史的景観を損ねることなく、来訪者の安全性・快適性に配慮した整備を進める。

### 第2節 整備の現状と課題

#### 1 保存のための整備

##### (1) 現状

史跡指定地内ではこれまで発掘調査等がほとんど行われておらず、遺構の残存状況が把握されていない状況である。

城山に現存する地上遺構としての石垣については、犬山城総合調査の中で目視による調査が行われ、平成30年度(2018)には石垣カルテの作成に着手して石垣の分布状況、残存状況、石材、石積手法、破損状況等を確認している。

建物跡や土塁等の遺構については、わずかに試掘調査が行われた程度で、現状の全体的把握には至っておらず、遺構の修理や文化財としての整備も実施されていない状況である。

また、大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な城郭構造は、神社の遷座に伴い曲輪形状が一部改変されているが、全体的に旧態をよく維持している。

植生については、名勝木曾川の保護強化区域(B地域)に指定されており、これまで名勝としての景観保全と来訪者への安全対策として枯損木処理を目的とした剪定、伐採、枝打ち等が行われている。平成27年度に実施された樹木調査により、石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の直接的な要因になり得ると考えられる支障木が特定されているが、対応は一部に留まっている。また、令和元年度(2019)から2年度にかけて、史跡指定地内全域において樹木調査を実施しており、新たに遺構や眺望等に影響を及ぼす恐れのある樹木等を特定し、適切な管理方法等の検討を行っている(「第4章 第4節 植生管理」参照)。

天守については、昭和36年(1961)から昭和40年にかけて実施された昭和期の解体修理から約50年を経て、各所に経年劣化が進んだため、平成21年より天守の劣化状況調査と耐震診断を実施し、平成22年2月10日の犬山城修理委員会で大規模な根本修理は不要であること、外壁の亀裂、漆喰塗の剥落や汚損等については、小修理や部分修理で対応可能であることを報告した。また、

天守は一部構造的に弱い部分があるが、大地震時にも倒壊しない耐震性を有するため、比較的軽微な補強で済むこともわかり、そうした結果を考慮して、平成30年(2018)から令和元年(2019)の2箇年で、「国宝犬山城天守建造物保存修理事業」を実施している。

## (2) 課題

史跡指定地内では、天守を除き遺構の保存や修復等を目的とした整備はほとんど実施されておらず、発掘調査が実施された箇所も一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握できていない状況である。したがって、保存のための整備を進めるにあたっては、発掘調査や史料調査等を実施した上で現況把握を行い、適切な修復整備等を実施する必要がある。

石垣については引き続き石垣カルテの作成を進め、定期的な現状把握及び計画的な修復整備等を実施していく必要がある。

特徴的な城郭構造をよく留めている縄張り及びその縄張りを構成する堀、土塁、切岸等については、発掘調査や史料調査の成果に基づき、現状を維持するための修復整備を実施し、来訪者の安全性及び歴史的景観の保全に配慮した整備を進める必要がある。

植生の整備については、樹木調査の成果を基に策定した植生管理方法(「第4章 第4節 植生管理」参照)を遵守した整備を実施し、計画的な伐採管理、日常管理及び維持管理に努める必要がある。

天守については、これまでの調査に基づく保存修理事業等により、現在良好な状態に保たれており、当面は大規模な根本修理の必要はないものとしている。

ただし、天守の構造上、立地上起こり得る雨漏りや、来訪者の増加に伴う階段のすり減り等の課題に対しては常に対応が必要であるため、今後は管理体制を整え、天守とその周辺環境の維持管理に努める必要がある。

## 2 活用のための整備

### (1) 遺構等の公開整備

#### ア 現状

これまで遺構等の公開を目的とした整備は行われておらず、一般公開されている範囲から遺構の一部が確認できる状況である。

公開状況については、「第6章 第2節1(2) 遺構等の公開状況」で示したとおりである。

#### イ 課題

##### (ア) 石垣、堀、土塁、切岸等

- 一般公開範囲から視認し難い状況となっている遺構について、視認性を確保するための整備を行う必要がある。
- 城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構については、全貌が把握できるよう、顕在化を図ったうえで、遺構の視認性を確保するための整備を行う必要がある。

##### (イ) 礎石・地下遺構等

- 門跡の礎石及び地下遺構等は、遺構の残存状況が把握されていないものが多いため、発掘調査等により史実の解明を行った上で、公開整備を行う必要がある。

## (2) 復元整備の状況

## ア 現状

## (ア) 建造物の復元整備状況

史跡指定地内には、史実に基づいて復元(復元的整備を含む)された建造物はないが、廃城後に払い下げられ、史跡指定地外に移築された門・櫓等が存在している(表2.5 「犬山城門・櫓一覧」参照)。

## (イ) 石垣、堀、道等の復元整備状況

石垣については、近代以降に付加された練石積等が点在しているが、いずれも史実に基づいて復元されたものではなく、地形の改変等に伴って築造されたものである。

堀、道等についても、史実に基づいて復元されたものは存在していない。

## イ 課題

## (ア) 建造物の復元整備における課題

廃城前の建造物の図面、古写真等、現存する資料が限られているため、移築され、現存する建造物を除いて、史実に基づいた復元整備を行うことは困難な状況である。

また、礎石が確認されている建造物は一部に限られており、正確な原位置での復元整備を行うためには、史料調査及び発掘調査等を実施し、礎石の残存状況を確認する必要がある。

## (イ) 石垣、堀、道等の復元整備における課題

史跡指定地内及び追加指定候補地においては、発掘調査が実施された場所が一部に限られているため、遺構の残存状況が把握されていないものが多い。

復元整備の検討にあたっては、史料調査及び発掘調査等を実施し、遺構の残存状況を確認する必要がある。

## (3) 天守の整備状況

## ア 現状

## (ア) 天守の正面外観

天守の正面に仮設のテント屋根が設置されている。テント屋根は来訪者の靴脱ぎ場として設置され、そこにスリッパ・ビニールを入れる箱、傘立て、すのこを用意している。



図7.1 天守正面のテント屋根



図7.2 テント屋根上部

(イ) 電気設備

天守内に昭和期の解体修理時に設置された電灯設備がある。また、一階から四階まではコンセントも設置されている。二階の武具の間の棚には展示用の蛍光灯とコンセントを設置している。

また、天守の夜間ライトアップ用の投光器が、本丸地区に4基、城山外縁地区に1基設置されている。



図7.3 天守内の照明



図7.4 写真展示の照明(二階武具の間)

イ 課題

(ア) 天守の正面外観

天守正面のテント屋根は来訪者の便益性確保の観点から設置されたが、天守の正面外観を損ねている。また、テント屋根と庇が接するところに落ち葉が溜まりやすく、保存の観点からも好ましくない状況にある。そのため、犬山城修理委員会において、テントについて何らかの改善が必要という指摘があった。

(イ) 電気設備の更新

現在の電気設備は昭和の解体修理時に設置したものであり、安全性の面から見て更新の必要がある。また、将来の展示内容の更新を考えて、現在の電気容量と照明仕様では対応しきれない可能性がある。さらに現在は、天守外部のライトアップを実施しているが、ライトアップの照明器具も昭和の解体修理時に設置したものである。天守の内部、外部ともに、より効果的なライトアップ方法の検討が必要である。

(4) 諸施設の整備状況

ア 現状

(ア) 案内施設

史跡指定地内に存在する説明板及び案内板の設置状況は、以下のとおりである。

表7.1 説明版・案内板

種別	設置状況	写	真
全体説明板	<p>犬山城の歴史や城郭の構造、建造物等の概要等を示した説明板が各所に設置されている。</p>		
遺構説明板	<p>門跡や櫓跡が残る箇所については、遺構の付近に説明板が設置されており、各遺構等の説明が記載されている。説明板のデザインが統一されており、各遺構に大手道沿いの中門跡付近に建つ犬山城説明板と連動した一連の番号が付されているため、分かり易い表示となっている。</p>		
その他の説明板	<p>石碑等の付近には説明板が設置されており、それぞれの説明が記載されている。デザインの統一化が図られている。</p>		
案内板	<p>指定地内には城山全体を表示し、現在地を示すような案内板は設置されていない。本丸付近に観光マップを設置している他、犬山丸ノ内緑地に周辺の観光施設を示した案内板が設置されている。</p>		

種別	設置状況	写	真
注意看板	火気厳禁、禁煙、ペット入城禁止等の注意看板が各所に設置されている。		 

(イ) 維持管理・運営施設等(案内施設以外)

主要な維持管理・運営施設等の現状は以下のとおりである。

表7.2 維持管理・運営施設等の現状

施設名		現 状
管理施設	木柵、柵(有刺鉄線)	来訪者の立入りを防止するための木柵、柵(有刺鉄線)が設置されている。
	犬山城管理事務所	鉄門跡に建てられており、管理事務所として活用されている。
	券売所	大手道に面して、杉の丸内に券売所が建てられている。
便益施設	天守前雨除けテント	天守正面に来訪者の靴脱ぎ場として仮設テントが設置されている。
	天守前階段	石でつくられた階段が整備されている。
	売店	売店前に休憩スペースがあり、自販機等が設置されている。
	トイレ(本丸、松の丸)	本丸地区及び松の丸地区に1箇所ずつ整備されている。
	大手道の石畳、整備路	大手道には整備階段、石畳やコンクリート舗装等が整備されている。
活用施設	犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)	鉄砲櫓跡に建てられており、市の許可を得て使用することができる(有料)。
	投光器	夜間ライトアップ用の投光器(マルチハロゲン灯)で、計5箇所に設置されている。
防火・防災施設 インフラ施設		各所に防火、防災施設として防犯装置、消火栓、ホース格納庫、放水銃、消火ポンプ室、上下水道設備が設置されている。

施設名		現 状
修景施設	土堀	犬山城前広場には、修景植栽等と合わせて土堀が設置されている。
公園・広場	犬山城前広場	かつて西御殿が所在していた場所が広場として整備されている。
	犬山丸の内緑地	都市緑地として公園施設、修景植栽等が整備されている。
近代以降に付加された石垣・擁壁等	玉石練積、練石積	近代以降に築造された石垣で、土留め擁壁として各所で玉石練積、練石積が設置されている。
	コンクリート擁壁	城山外縁部(西麓)の土塁付近では、大手道から視認できる位置に土留めのためのコンクリート擁壁、コンクリートU字溝等が設置されている。

## イ 課題

## (ア) 案内施設

- 各遺構や石碑等についての説明板は充実しているが、史跡全体図(全体地図)を表示している案内板や、遺構等への方向を示す誘導案内板等がないため、来訪者への案内表示を充実させる必要がある。
- 指定地内には宗教施設があり、それらの施設を通過して登城することができるため、本来の通路である大手道や犬山城の縄張りの形態が伝わりにくくなっている。
- 全体説明板は、二カ国語表示(一部三カ国語)されているが、遺構の説明板等は日本語のみの表記となっている。
- QRコードやAR機能等、端末を活用した説明板等は設置されていない。

## (イ) 維持管理施設・運営施設等(案内施設以外)

各施設の整備に関わる課題は以下のとおりである。

表7.3 維持管理・運営施設等の課題

施設名		課 題
管理施設	木柵、柵(有刺鉄線)	• 経年劣化箇所が確認でき、更新または代替施設を検討する必要がある。
	犬山城管理事務所	• 建物が老朽化している。 • 史実に基づいた復元建造物ではない。
	券売所	• 建物の老朽化が顕著であり、施設の更新等の検討を行う必要がある。
便益施設	天守前雨除けテント	• 老朽箇所が見られる他、天守及び史跡内の歴史的景観の障害要因となっているため、撤去もしくは、景観に配慮した構造及びデザインへの更新等の検討を早期に行う必要がある。
	天守前階段	• 絵図でも階段は確認できるが、現在の階段がいつ頃つくられたものかは不明。 • 階段に手すりが設置されていない。

施設名		課題
便益施設	売店	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物が老朽化している。</li> <li>• 調理等のため火気を使用している。</li> <li>• 史実に基づいた復元建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。</li> </ul>
	トイレ (本丸、松の丸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本丸地区のトイレは、建物、設備とも老朽化しており、改修を検討する必要がある。</li> </ul>
	大手道の石畳、整備路	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老朽化している箇所がみられ、車椅子やベビーカー等の通行に支障がある。</li> </ul>
活用施設	犬山城隅櫓兼茶室 (永勝庵)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物が老朽化している。</li> <li>• 史実に基づいて復元された建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。</li> </ul>
	投光器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一部で老朽化している箇所がみられる。</li> <li>• 投光色を変えることができない。</li> </ul>
防火・防災施設 インフラ施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設の設置位置等により、史跡の景観を阻害する要素となっているものがあり(本丸地区ホース格納庫等)、修景について検討する必要がある。</li> </ul>
修景施設	土塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歴史的景観に配慮されているものの、史実に基づいて復元されたものではない。</li> </ul>
公園・広場	犬山城前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 説明板等が設置されておらず、かつて西御殿が存在していたことが伝わりにくいため、説明板の設置や遺構表示等について検討が必要である。</li> </ul>
	犬山丸の内緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公園施設及び設備の老朽化が進行している。</li> <li>• 全体的に樹木が高木化し、鬱蒼としているため、天守への眺望が阻害されている。公園としての活用も十分ではない。</li> </ul>
近代以降に付加された石垣・擁壁等	玉石練積、練石積	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本丸七曲道付近は、治山工事による土留擁壁設置により地形が大きく改変され、原地形がわからなくなっている。</li> <li>• 桐の丸及び松の丸は、神社の移転に伴い曲輪形状が大きく改変されており、廃城前の状況がわかりにくくなっている。</li> </ul>
	コンクリート擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 史跡の歴史的景観を阻害しており、修景方法についての検討が必要である。</li> </ul>

## 第3節 整備の方法と進め方

### 1 保存のための整備

保存のための整備は、原則として発掘調査や史料調査の成果に基づき、現況把握及び適切な修復方法を検討した上で、修復整備等を実施するものとする。

#### (1) 歴史的建造物(天守、天守台)

- ・「第4章 第3節 天守の保存管理」に基づき、適切な保存整備(修理)を行う。

#### (2) 歴史的構造物

##### ア 石垣(曲輪石垣、櫓台石垣)

- ・石垣の変状が確認された箇所については、修復方法の検討を行う。修復については、解体修理だけでなく、変状の進行を抑制するための間詰石の補充等、多様な手法を検討する。
- ・崩落の危険性がある等、来場者の安全性の確保が急がれる部分については、応急措置を講じた上で、不安定化の原因を把握するとともに、計画的な修復整備を行う。
- ・石垣の保存に影響を及ぼす樹木等は、伐採等の措置を計画的に講じる。

##### イ 礎石

- ・計画的に発掘調査を実施して本質的価値の把握に努め、破損、劣化が確認された場合は、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復整備を行う。

##### ウ 切岸、土塁、堀跡

- ・破損、劣化が確認された場合は、堀、土塁、切岸等の連続した地形や景観の維持に努めながら、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復整備を行う。
- ・急勾配や法面などで安全対策を図る必要がある場合には、地形の改変を極力避けるとともに表面の維持や緑化などの工法を施すことにより連続した景観を保全する。

#### (3) 植生の整備

- ・「第4章 第4節 植生管理」に基づき、適切な植生整備を行う。

## 2 活用のための整備

### (1) 遺構等の公開整備方法

#### ア 石垣、堀、土塁、切岸等

- ・近世以前に築造された石垣については、一般公開範囲または指定地周辺からの見学が可能となるよう、樹木の整備や見学スペースの設定など、遺構の視認性を確保するための整備手法について検討する。
- ・城山外縁地区においては、遺構の保存に影響を与えない範囲での堆積物の除去等により、遺構の顕在化を図る。そのうえで、新たな観覧ルートの整備や樹木の整備等、遺構の視認性を確保するための整備手法について検討する。

イ 礎石・地下遺構等

- 発掘調査等により遺構の残存状況を確認したうえで、調査成果に基づいて遺構の公開整備手法を検討する。

(2) 復元整備

ア 建造物の復元整備

復元整備の検討にあたっては、まずは、指定地外に移築され、現存する門・櫓について調査を進め、建造物の原位置における礎石の残存状態等地下遺構の状況を把握した上で、復元整備が可能かどうかの検討を行うものとする。

また、復元整備の意義、現在の土地利用状況、史跡内の景観、利用上・安全上の課題等を総合的に判断した上で、整備を進めるものとする。

その他の建造物及び土塀等については、今後の史料調査、発掘調査により復元の根拠となる新たな情報が得られた場合には、復元または復元的整備の可能性を検討することとする。

なお、建造物の復元及び復元的整備にあたっては、史実に基づき木造によるものを想定するため、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」に則り、必要な防火対策を図るものとする。

イ 縄張り(失われた石垣、堀、道等)の復元整備

絵図及び古写真等の調査により、縄張りを構成する曲輪石垣や堀、道等の形状が廃城前と異なっている箇所は概ね把握されているが、原則として発掘調査等により遺構の残存状況及び地形の変状等を確認したうえで、これら遺構の復元整備についての検討を行うものとする。

(3) 天守の整備方法

ア 計画条件の整理

天守の整備に関連する法規や上位計画を以下のように示す。

文化財保護法：法第4条により、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならないとされている。なお、現状変更が必要となった場合の手続き等については、第4章「保存管理」で取り扱う。

建築基準法：法第3条第1項第1号により、国宝である天守は建築基準法の適用除外となる。ただし来訪者の安全性を確保するために、建築基準法と十分に照合し、満足できない内容に関しては、できる限り管理運営等ソフト面での対策を図る。

消防法：消防法施行令別表第1の(17)項に規定される防火対象物である。活用によって防災設備の整備が必要になる場合は、消防等関係機関と協議の上で行う。(第5章 第3節2「天守の防災・防犯対策」を参照)

バリアフリー関係：国宝は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象外である。

## イ 入城管理施設の整備と正面外観の改善

天守の出入口にテントが設置されており、入城管理上の機能を果たしている一方、天守の景観を損なっている。テントが果たす機能を把握し、天守の景観に影響を与えないようにこれらの機能を移設する可能性とそれによって起こりうる問題を整理した。

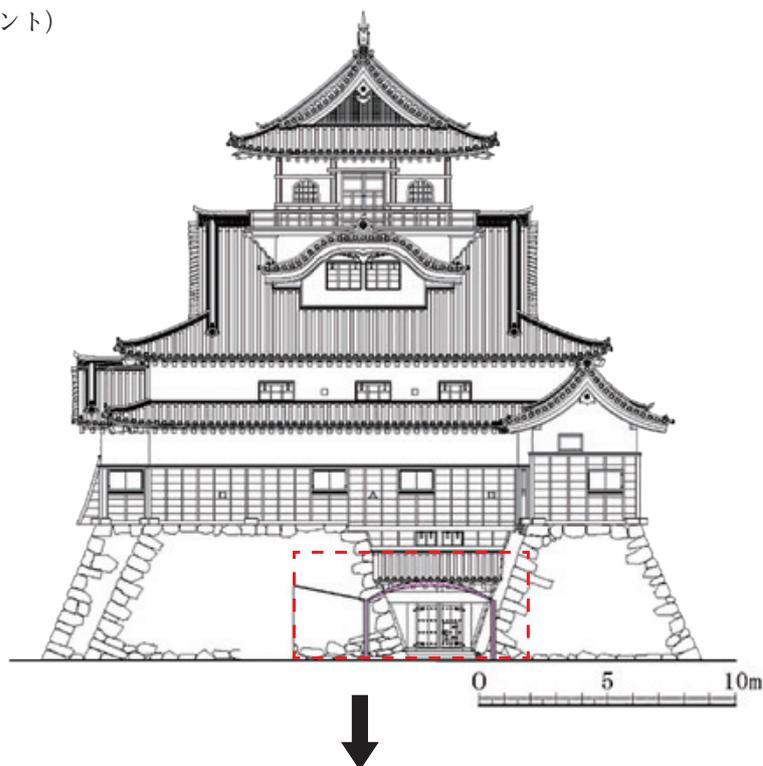
表7.4 テントの機能整理

テントの機能	機能の移設		移設後の問題点
靴脱ぎ場	△	天守から離れた場所	・来訪者の快適性・利便性に不利(特に雨の日)
	△	天守一階内部	・天守の保存管理に不利(天守内観と衛生への影響、天守一階までの養生等)
	×	機能廃止 (天守内部で土足)	・天守の保存管理に不利(天守内の衛生への影響、天守内部が濡れる)
案内板の設置	○	鉄門等	
出入口の防風	×		・来訪者の快適さに不利
出入口の防雨、傘立て置き場	×		・来訪者の快適さ・利便性に不利 ・天守の保存管理に不利(地階二階内部が濡れやすい、地下階に人溜まりができる)

以上のように、天守出入口側の内部空間(地下二階)が限られており、天守内の清潔、見学の快適性(特に雨の日)を確保するために、出入口には入城管理施設が必要である。そのため、天守の景観、保存管理と来訪者の快適性、利便性との間にバランスを取ることが最も現実的である。今後は以下に掲げた基本的な考え方に基づいて、犬山城管理委員会(専門部会)と文化庁の意見を聴取しながら改善策を考案する。

- ・靴脱ぎ場、防風と防雨の機能を確保できる入城管理施設を新設あるいは更新する。施設はその可逆性を重視し、天守と周辺環境の保存管理と景観へ配慮した仕様、規模とデザインにする。検討例として、入城管理施設を更新し、靴脱ぎ場と防風防雨の機能を石垣前へ移動させる。出入口の可視化のために防雨屋根を最小限にし、来訪者が出入口の前ではなく、石垣前で靴を脱ぐようにする。
- ・平常時だけでなく、繁忙期や非常時等の動線や滞留等も考慮する。検討例として、入城管理施設を更新するときには不燃材を使用し、必要な防災設備の設置も検討する。また、スリッパ・ビニール袋を入れる箱、傘立て等が避難ルートの障害にならないように再配置する。

既存入城管理施設(テント)



入城管理施設を更新し、靴脱ぎ場と防風防雨の機能を石垣前へ移動。出入口前の防雨屋根を最小限にし、来訪者が出入口の前ではなく、石垣前で靴を脱ぐ。

入城管理施設更新案(例)

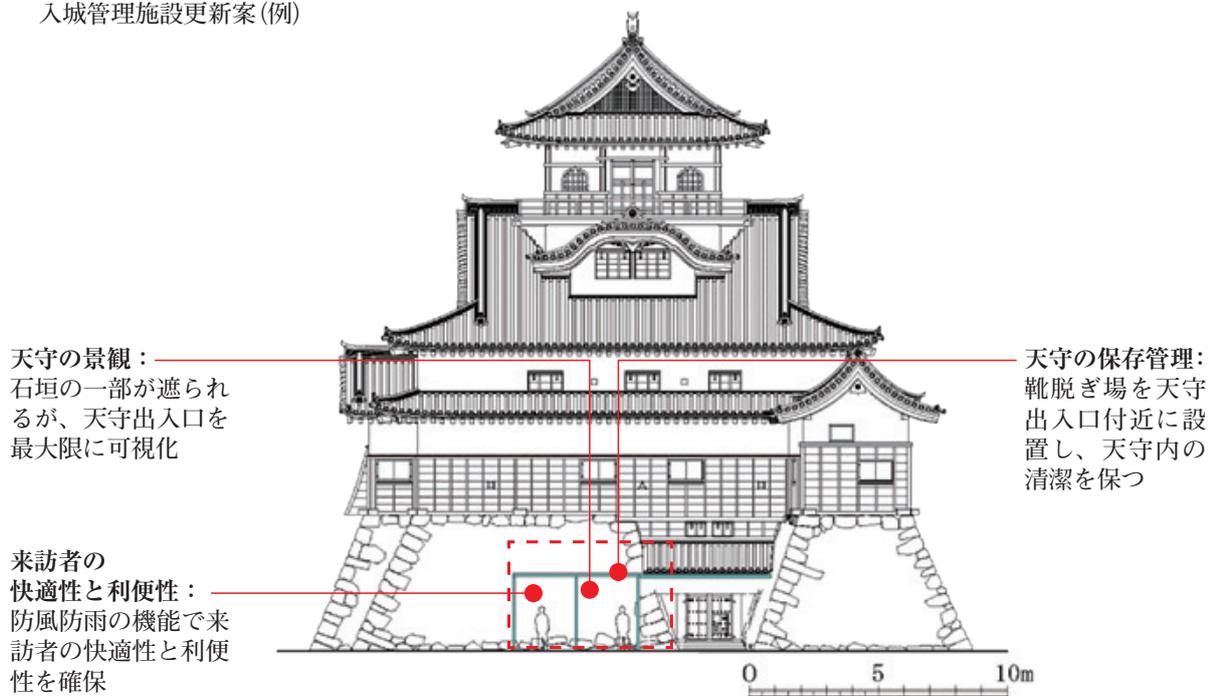


図7.5 改善策の例

#### ウ 天守の電気設備の更新

電気設備の全面的な更新を検討する。検討の際には、必要に応じて専門家の意見を得るとともに以下の内容に重点を置く。

- 来訪者の安全性と快適性を重視する。検討例として階段等での照明の検討が挙げられる。
- 照明器具の仕様、施工性、部材への影響と将来の継続性を考慮する。検討例として軽量小型化、環境への配慮等が挙げられる。
- 天守の文化財的価値を効果的に表す照明環境を目指す。検討例として、天守の内観の中でも、文化財的価値が顕著に表れている部分(柱の加工痕等)を正しく表現する。また、来訪者の動線と観覧位置等を考慮する。天守外部のライトアップ用の投光器についても、景観及び環境に配慮した設置位置、仕様等について検討し、状況に応じて投光色を変えることができるなど、効果的なライトアップが可能となるよう考慮する。
- 天守の展示内容の更新等に対応可能なものとする。検討例として、展示のための適切な電気容量を確保し、コンセントの配置を検討する。展示物用の照明を導入する場合はその汎用性を重視し、展示内容が更新される度に照明の仕様と位置が変更できるようなものを優先する。
- 照明器具の更新にあたっては、天守の文化財的価値、史跡の本質的価値を阻害することのないよう、器具の意匠や設置場所にも十分配慮する。

#### (4) 諸施設の整備方法

##### ア 案内施設

- 史跡全体を表示する案内板及び誘導案内板等の設置を検討し、来訪者の安全かつ円滑な移動を促す。
- 公有地、私有地を含めて、歴史的景観に配慮して案内板等の素材、意匠等の統一化を図る。
- 犬山城の縄張り構造をわかりやすく伝えるため、公開範囲の拡大を視野に入れ、各曲輪の解説を充実させるとともに、本来の通路である大手道から天守までの観覧ルートを周知する。
- 外国人観光客を含めた来訪者の犬山城への理解を深めるため、端末を利用した多言語化やコンテンツの充実を図る。

##### イ 維持管理・運営施設等(案内施設以外)

###### (ア) 歴史的景観に配慮した施設整備

- 遺構の視認性及び顕在化を阻害している犬山城隅櫓兼茶室、売店については、将来的な撤去に向けた検討を早期に行う。
- その他の管理施設、便益施設としての建築物(犬山城管理事務所、券売所等)については、当面はこれまでどおり活用することとするが、歴史的経緯や必要性等を十分検証したうえで、改修・更新または移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- 歴史的景観を阻害する要因となっている諸施設等は、景観に配慮した素材、意匠等への改修及び植栽等による表面の被覆等を検討する。

###### (イ) 犬山城への理解を深めるための施設整備

- 犬山城前広場として活用している西御殿跡等、往時の姿が伝わりにくい箇所については、

案内施設の整備とともに、舗装や修景施設等による遺構の表示方法を検討する。

- 追加指定候補地については、発掘調査等により遺構の残存状況を把握した上で、遺構の保存に影響を与えない範囲、手法による整備、便益施設等の設置について検討する。

(ウ) 観覧環境の安全性・利便性に配慮した施設整備

- 来訪者の安全性・利便性を確保するための柵や整備路等の施設及び防災施設・インフラ施設等については、定期的に劣化診断等の調査を実施し、劣化状況に応じて修繕・更新計画を策定した上で、計画的に修繕・更新等を実施する。
- 歴史的景観に配慮しつつ、城前階段への手すりの設置を検討する。
- 夜間ライトアップ用の投光器については、老朽化した機器の更新及び各視点場から天守への眺望景観を妨げない配置計画等を検討して、効果的な夜間景観の演出方法を検討する。

## 第8章 運営・体制の整備

### 第1節 方向性

運営・体制の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、運営・体制の方向性を以下に示す。

- 天守及び史跡の所有者と必要に応じて協議、調整の場を設けるなどして緊密な連携を図り、協力を得ながら事業を進める。
- 文化庁、愛知県及び庁内関係部局との緊密な連携を図る。
- 公益財団法人犬山城白帝文庫との連携を強化し、大学や研究機関等との連携を視野に入れた官民連携による調査研究体制を構築する。
- 大規模災害時の危機管理体制の確立を図る。
- 保存・活用・整備が着実に実施されているかどうかを検証し、課題を把握したうえで、その解決を図る。
- 市民、民間団体等との連携により、保存・活用・整備を継続的に実施するための体制構築及び財源確保を図る。

### 第2節 運営・体制の整備

#### 1 運営・体制の現状・課題

##### (1) 管理状況

天守は、現在公益財団法人犬山城白帝文庫が所有しているが、犬山市が管理団体として管理を行っている。

史跡についても、犬山市が管理団体に指定され、史跡指定地内における保存のために必要な管理を行っている。

指定地内の日常の維持管理については、本丸、杉の丸、大手道、城山外縁部は、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が行い、犬山城前広場は犬山市経済環境部観光課が、犬山丸の内縁地は、犬山市都市整備部土木管理課が行っている。また、樅の丸、桐の丸及び松の丸については、それぞれの所有者が日常の維持管理を行っている。

表8.1 天守の管理役割分担(計画の策定時点)

組 織 名	管 理 上 の 役 割 分 担
公益財団法人犬山城白帝文庫	所有者 • 犬山城関連の諸委員会に所有者として出席し、助言する
犬山市	管理団体
教育委員会歴史まちづくり課	• 天守の全般管理と運営 • 天守の保存修理や活用等の計画 • 委員会の開催
犬山城管理事務所	• 管理業務の実施 • 災害等緊急時の対応
警備会社(犬山市からの委託)	• 天守の安全管理、巡回 • 災害等緊急時の対応

表8.2 史跡の管理役割分担(計画時の策定時点)

組 織 名	管轄区域	管 理 内 容	
犬山市		管理団体	
教育委員会歴史まちづくり課 犬山城管理事務所 警備会社(犬山市からの委託)	本丸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等)</li> <li>・天守内及び本丸内への入城管理</li> <li>・インフラ施設の維持管理</li> <li>・管理・便益施設の維持管理</li> <li>・防災施設の維持管理</li> <li>・公開・活用のための諸施設の維持管理</li> <li>・石碑の維持管理</li> <li>・石垣の維持管理</li> <li>・清掃</li> </ul>	
	杉の丸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等)</li> <li>・出入管理</li> <li>・曲輪内諸施設及び建築物の維持管理</li> <li>・防災施設の維持管理</li> <li>・石碑の維持管理</li> </ul>	
	大手道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の維持管理</li> <li>・インフラ施設の維持管理</li> <li>・修景施設の維持管理</li> <li>・公開・活用のための諸施設の維持管理</li> <li>・案内施設の維持管理</li> <li>・石碑の維持管理</li> <li>・清掃</li> </ul>	
	城山外縁部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等)</li> <li>・石垣等への樹木の影響確認、点検</li> <li>・堀の維持管理</li> </ul>	
	犬山市経済環境部観光課	犬山城前広場	・諸施設全般の維持管理
		松の丸	・公衆トイレの清掃と維持管理
	犬山市都市整備部土木管理課	犬山丸の内緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園関連施設の維持管理</li> <li>・インフラ施設の維持管理</li> <li>・樹木管理(倒木処理、伐採、剪定等)</li> </ul>
		西御殿跡	・諸施設全般の維持管理
愛知県一宮建設事務所	城山外縁部	・斜面防災施設・擁壁等の点検、補修	
公益財団法人犬山城白帝文庫	樅の丸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入管理</li> <li>・敷地内の設備の点検と維持管理</li> <li>・清掃</li> </ul>	
宗教法人針綱神社	桐の丸 松の丸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社関連建築物等の維持管理</li> <li>・樹木管理</li> <li>・敷地内の施設等の点検と維持管理</li> <li>・清掃</li> </ul>	
宗教法人三光稲荷神社	松の丸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社関連建築物等の維持管理</li> <li>・樹木管理</li> <li>・敷地内の施設等の点検と維持管理</li> <li>・清掃</li> </ul>	

## (2) 活用事業の運営

活用事業の運営は、犬山城管理事務所(犬山市教育委員会歴史まちづくり課)が公益財団法人犬山城白帝文庫の協力を得ながら、犬山市経済環境部観光課、一般社団法人犬山市観光協会と連携して行っており、企画・催事等の開催及び情報発信等を行っている。

### (3) 調査・研究体制

平成16年(2004)4月に財団法人犬山城白帝文庫(平成25年4月1日より公益財団法人)が設立され、犬山城及び犬山城主の成瀬家に関する文献の調査・研究が本格的に行われるようになった。

また、平成21年度には、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が発足し、これまで観光部局が行ってきた管理業務等を移管して文化財として調査・研究を行うための体制を構築してきた。

犬山市では、平成20年に学識経験者等により構成する「犬山城城郭調査委員会」を設置し、石垣や堀、切岸等の城郭に関連する遺構等の残存状況を解明するための調査・研究を進めてきた。平成21年には、天守の耐震及び修理に関する事項について調査・研究を行うための「犬山城修理委員会」、令和元年(2019)には、犬山城の保存及び活用に関する事項について調査・研究を行う「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置している。これらの委員会は犬山城の管理運営について指導・助言を受けるために昭和40年(1965)に設置された「犬山城管理委員会」の専門部会として設置されている。

現在は、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が事務局となり、公益財団法人犬山城白帝文庫をはじめ関係機関の協力を得て、犬山城管理委員会及び専門部会の指導の下、文化庁及び愛知県と協議を進めながら、史資料調査、発掘調査等の調査・研究を行っている。

### (4) 運営・体制における課題

- 史跡指定地内には民有地が存在しており、それぞれの所有者により日常の維持管理が行われているため、地区により管理状況の差異が生じる可能性があるうえ、大規模災害時の防災体制等が定められていない。所有者間の密接な連携を図る必要がある。
- 犬山城の保存・活用・整備を推進するためには、文化財保護をはじめとした多岐にわたる分野の知識が必要となるため、庁内だけでなく文化庁、愛知県を含む官公庁内の関係部局との連携を強化する必要がある。
- 史跡は、これまで実施した発掘調査が一部に限られ、遺構等の残存状況が明らかになっていない部分が多くを占めていることから、さらなる史実の解明を図るため、調査・研究体制の強化を図る必要がある。
- 犬山城の保存・活用・整備事業を着実に実施していくためには、事業の進捗状況について体制を整えて検証する必要がある。
- 犬山城の保存・活用・整備を将来にわたって推進するためには、市民や民間団体との連携を強化し、協働体制を構築したうえで、安定的に歳入を確保する必要がある。

## 2 運営・体制の整備の方法

### (1) 各所有者と緊密な連携を図る

天守及び史跡指定地の所有者と緊密な連携を図り、史跡全体の管理水準を一定にするとともに、その維持・向上を図る。

### (2) 調査・研究体制の連携強化

学識経験者等により組織された犬山城城郭調査委員会及び犬山城修理委員会による助言、指導のもと、公益財団法人犬山城白帝文庫等との連携を図りながら犬山城の調査・研究を継続す

るとともに、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり継続的に調査・研究が進められる体制の構築を目指す。

(3) 官公庁内の関係部局との連携強化

犬山城の保存・活用・整備を推進するためには、文化財だけでなく、都市計画、景観、観光、防災、公園緑地等多分野の知識が必要となる。

庁内関係部局、文化庁及び愛知県との連携はもとより、教育機関、その他関係機関との緊密な連携体制を構築し、事業の円滑化を図る。

(4) 大規模災害時における危機管理体制の構築

「第5章 防災」に準じ、火災、地震、風水害、土砂災害等の大規模災害に備えた危機管理体制を構築し、市民及び来訪者の安全性の確保に努める。

(5) 事業の評価及び検証体制の構築

保存・活用・整備事業の実現性及び実効性を把握するため、事業が着実に実施されているかどうかの評価・検証を行い、課題の抽出とその解決策の検討を図る体制を構築する。

犬山市教育委員会歴史まちづくり課が主体となり、犬山城管理委員会(専門部会)に報告したうえで、意見を聴取しながら事業の評価・検証を進めるものとする。

(6) 多様な主体との連携による事業の推進及び財源の確保

将来的に保存・活用・整備事業を継続・実施するため、市民活動団体やNPO法人等と連携したボランティア活動の推進や、民間事業者と連携した企画・催事の開催及び情報発信等、民間ノウハウを活用した事業の展開を検討し、運営・管理コストの縮減と新たな歳入の確保を図る。

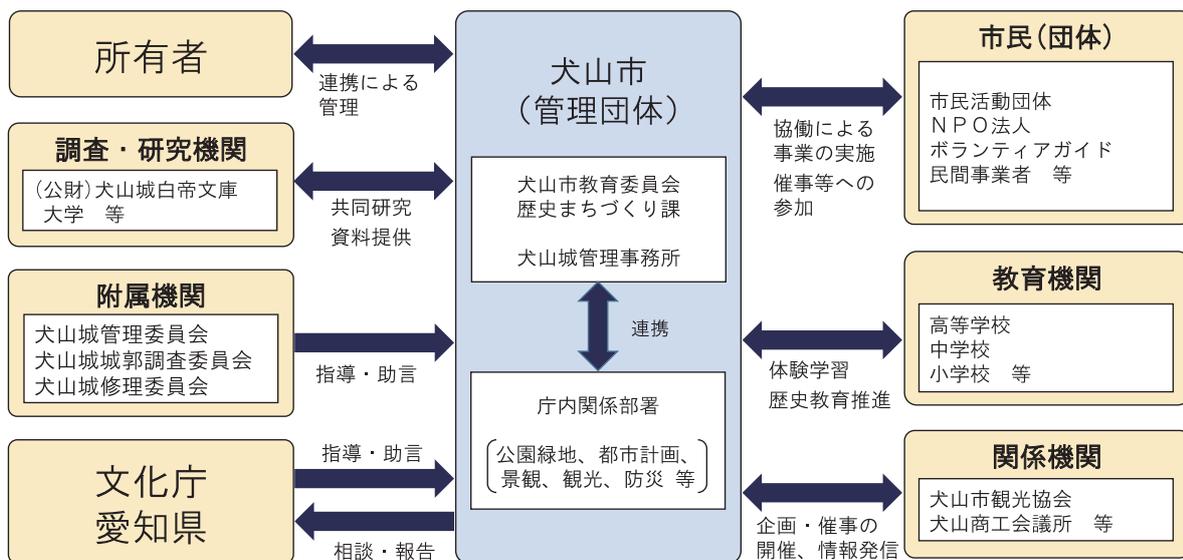


図8.1 運営・管理体制の相関図

## 第9章 今後の取組み

### 第1節 施策の実施計画の策定・実施

#### (1) 施策の実施計画

保存管理、防災、活用・整備及び運営・体制にて述べた方向性と方法に基づき、今後計画的に実施すべき施策の項目を以下に示す。

施策の実施時期については、概ね令和3年度(2021)から令和7年度までの5年間を「短期」、令和8年度から令和12年度までの5年間を「中期」、それ以降については「長期」とした。

表9.1 施策の実施計画

区分	項目	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~)
保 存 管 理	遺構等の日常的な維持管理			
	遺構等の破損、劣化箇所の把握			
	計画的な修復			
	石垣カルテの作成			
	石垣カルテの更新			
	調査・研究			
	現状変更等の取扱基準の運用			
	天守の維持管理			
	天守の軽微な修繕			
	天守の修理			
	遺構の保存に影響を及ぼす樹木等の整備			
	斜面の崩落等の危険性がある樹木等の整備			
	眺望の阻害要因となる樹木等の整備			
	日常の植生管理			
防 災	史跡の周辺環境を構成する諸要素の保護			
	史跡の追加指定への取組			
	防災・防犯対策の強化			
	避難経路の確保			
活 用	災害に備えた予防対策の実施			
	災害時の緊急連絡体制の構築			
	公開範囲拡大の検討			
	遺構の顕在化及び公開に向けた検討			
	企画・催事等の継続的な開催			
	情報発信方法、発信内容の充実			
整 備	周辺施設等との連携強化			
	感染症等の拡大防止対策の強化			
	犬山城整備基本計画の策定			
	大手門枳形跡の整備			
	遺構の顕在化のための整備			
	遺構の公開に向けた施設整備			
	建造物の復元に向けた調査・整備			
	失われた石垣等の復元に向けた調査・整備			
	案内施設の整備			
	諸施設の日常的な維持管理			
運 営 ・ 体 制	歴史的景観を阻害する施設等の撤去・更新			
	史実に基づかない建築物等の移転・撤去			
	各所有者との連携強化			
	犬山市関係部局との緊密な連携			
	官民連携による調査研究体制の構築			
	大規模災害時の危機管理体制の構築			
運 営 ・ 体 制	事業の検証			
	民間活力の導入による財源の確保			

## 第2節 経過観察

### (1) 経過観察の方向性

本計画にて定めた施策実施計画について、事業の進捗状況等を把握するため、定期的に経過観察(モニタリング)を実施する。

経過観察の結果により、事業の進捗状況、効果の検証・評価及び課題の抽出等を行い、必要に応じて改善を加えながら、施策の効果的な推進を図る。

### (2) 経過観察の方法

#### ア 検証・評価

以下に示す経過観察チェックシートに基づき、年に1回自己点検を実施する。

犬山市教育委員会歴史まちづくり課が主体となり、犬山城管理委員会(専門部会)に報告したうえで、意見を聴取しながら事業の検証・評価を進めるものとするが、必要に応じて多分野から専門的な見解・意見を聴取する。

#### イ 施策、事業等の見直し

経過観察により把握した課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう施策、事業計画等の見直しを行う。

本計画においても、施策、事業等の進捗状況や課題を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

表9.2 経過観察チェックシート(案)

項目	実施内容	未実施	計画中	実施済	備考
(1) 基本情報に関すること	①標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	②境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	③全体説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	①保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	②保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 調査研究に関すること	①詳細な現地踏査は実施されているか	1	2	3	
	②必要な発掘調査は実施されているか	1	2	3	
	③史料の調査研究は実施されているか	1	2	3	
(4) 保存に関すること	①指定時における文化財的価値及び本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	②調査研究により天守及び史跡の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	③専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	④天守及び史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	⑤災害対策に取り組んでいるか	1	2	3	
	⑥史跡の追加指定に向けた取組みを行っているか	1	2	3	
	⑦保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	

項目	実施内容	未実施	計画中	実施済	備考
(5) 管理に関する こと	①日常的な管理はされているか	1	2	3	
	②特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	③史跡の周辺環境保全のために、地域住民や関係機関との連携は図られているか	1	2	3	
	④現状変更の基準を定め、実行しているか	1	2	3	
	⑤保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(6) 公開、活用に関する こと	①公開は適切に行われているか	1	2	3	
	②天守の文化財的価値及び史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	③市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	④まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	⑤文化資源としての活用がされているか	1	2	3	
	⑥体験学習等は計画的に実施されているか	1	2	3	
	⑦パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	⑧外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	⑨ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
	⑩保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(7) 整備に関する こと	①整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	②確実な保存を前提とした整備となっているか	1	2	3	
	③史跡の遺構表現は学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	④遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	⑤修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	⑥整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	⑦復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	⑧活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	⑨多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	⑩整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	⑪整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	⑫整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
	⑬保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(8) 運営・体制・ 連携に関する こと	①運営については適切に行われているか	1	2	3	
	②事業遂行体制については十分であるか	1	2	3	
	③他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	④地域との連携については十分であるか	1	2	3	
	⑤予算確保のための取組みはあるか	1	2	3	
	⑥保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	

## 卷末資料

- 1 毎木調査結果
- 2 犬山城建造物関連古写真、図面
- 3 文化財保護に係る関係法令
- 4 「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」との対照表

# 1 毎木調査結果

## (1) 調査概要

ア 対象地区：本丸地区、杉の丸地区、樅の丸地区、桐の丸地区、松の丸地区、大手道地区、城山外縁地区(丑寅櫓跡を含む)、三光寺山地区に生育する成木(高さ2.0m以上)と稚樹(高さ1.5m～2.0m)

イ 調査時期：令和2年(2020)3月、6月、7月

## (2) 確認した樹種一覧

表 資料-1 確認した樹種一覧(休眠型、確認場所別)(数字は本数、赤字は確認本数の多い樹種)

休眠型	樹種	本丸地区		樅の丸地区		杉の丸地区		桐の丸地区		松の丸地区		大手道地区		城山外縁地区		三光寺山地区		総計
		稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	
MM	アラカシ	5	13	1	10		6			1	12		1	153	734	112	389	1,437
	ヤブニッケイ	1	1		3						3			72	446	28	85	639
	モチノキ						2			1	13			18	226	2	76	338
	ムクノキ		1	3	9		4				1		3	11	227	2	25	286
	サカキ				1		2		5	8	46			7	134	8	44	255
	シラカシ			4	3						15			9	174	3	19	227
	スダジイ						1				4			5	104	9	90	213
	クロガネモチ				1						10			3	112	6	56	188
	クスノキ	1	9		4		1		1		7		2	4	68	1	24	122
	エノキ		1		6	1								2	45	5	16	76
	ソメイヨシノ		23		2		8		1		23		3		6		8	74
	クヌギ						1								1	2	40	44
	ケヤキ		3								1			22	14			40
	ヒノキ										38							38
	スギ						1		1		15				15			32
	アベマキ														17			17
	モッコク										1			1	5	1	8	16
	ツブラジイ														13			13
	クロマツ		6								5							11
	イヌマキ		1	1	5						3							10
	イチョウ		1								5							6
	ウワミズザクラ														4		1	5
	カワヅザクラ													1	4			5
	アカマツ					2	2											4
	ヤマザクラ				1						1				2			4
	クリ													1	3			4
	オオモミジ	1									1						1	3
	タブノキ														1		1	2
	シキザクラ		1															1
	ヤマモミジ		1															1

休眠型	樹種	本丸地区		樅の丸地区		杉の丸地区		桐の丸地区		松の丸地区		大手道地区		城山外縁地区		三光寺山地区		総計
		稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	稚樹	成木	
MM	ビワ				1													1
	ツクバネガシ														1			1
	サトザクラ		1															1
	モミ									1								1
	ハナノキ		1															1
	エゴノキ														1			1
	ナギ									1								1
M	ヤブツバキ		1		19	3	7			1	13			63	606	14	75	802
	カナメモチ		2				1				2			11	157	31	201	405
	イロハモミジ		20	3	13		6			2	21		5	11	112	2	21	216
	タラヨウ		2				3				1			7	130	5	12	160
	リンボク													1	18	6	29	54
	トウネズミモチ									4				11	23	1	9	48
	ヒサカキ				3					2	5			1	29		7	47
	ハナミズキ		26				8				1		1					36
	ウメ	1	1		2		3			1	8							16
	ムラサキシキブ													3	1	1	5	10
	シキミ																9	9
	リョウブ																7	7
	カクレミノ													1	2		1	4
	キンモクセイ										1						2	3
	ヤツデ																2	2
	ヒトツバタゴ		1						1									2
	ヒイラギモクセイ										1							1
	ウリカエデ														1			1
	ムクゲ						1											1
	サザンカ										1							1
	ノムラモミジ										1							1
N	ネズミモチ										2			9	77	5	26	119
	シャリンバイ													1			3	4
N-M	シャシャンボ										1				1	1	4	7
	トベラ			1	1		1								3			6
MMつる	フジ										2							2
	計	9	116	13	84	6	58	0	9	16	270	0	15	428	3,517	245	1,296	6,082

注) 休眠型(ラウンケア1935) MM: 大型高木植物(高さ8m以上)、M: 小高木植物(高さ2~8m)、N: 低木植物(高さ0.25~2m)  
 注) 成木: 高さ2.0m以上の樹木、稚樹: 高さ1.5m~2.0mの樹木

(3) 樹高階別の分布状況

確認した樹種を5つの樹高階(稚樹:1.5m-2.0m未満、成木:2.0m-8.0m以下、8.0m-10.0m以下、10.0m-15.0m以下、15.0mより大きい)に区分し、その分布状況を整理した。

(「表 資料-2 地区別にみた確認樹木の樹高階分布」及び「図 資料-1 樹木位置図(樹高階別)」)

表 資料-2 地区別にみた確認樹木の樹高階分布

地区(斜面の向き)		樹 高 階					総 計
		稚樹	成 木				
		1.5-2.0m未満	2.0-8.0m以下	8.0-10.0m以下	10.0-15.0m以下	15.0m～	
本丸地区		9	94	16	6		125
杉の丸地区		6	43	11	4		64
樅の丸地区		13	62	17	4	1	97
桐の丸地区			7	2			9
松の丸地区		16	188	34	43	5	286
大手道地区			12		3		15
三光寺山地区	北	130	559	32	39	15	775
	西	104	419	39	21		583
	園地	11	95	18	41	18	183
城山外縁地区	東	234	1,304	168	217	80	2,003
	北	102	729	45	59	22	957
	西	92	594	123	138	38	985
総 計		717	4,106	505	575	179	6,082

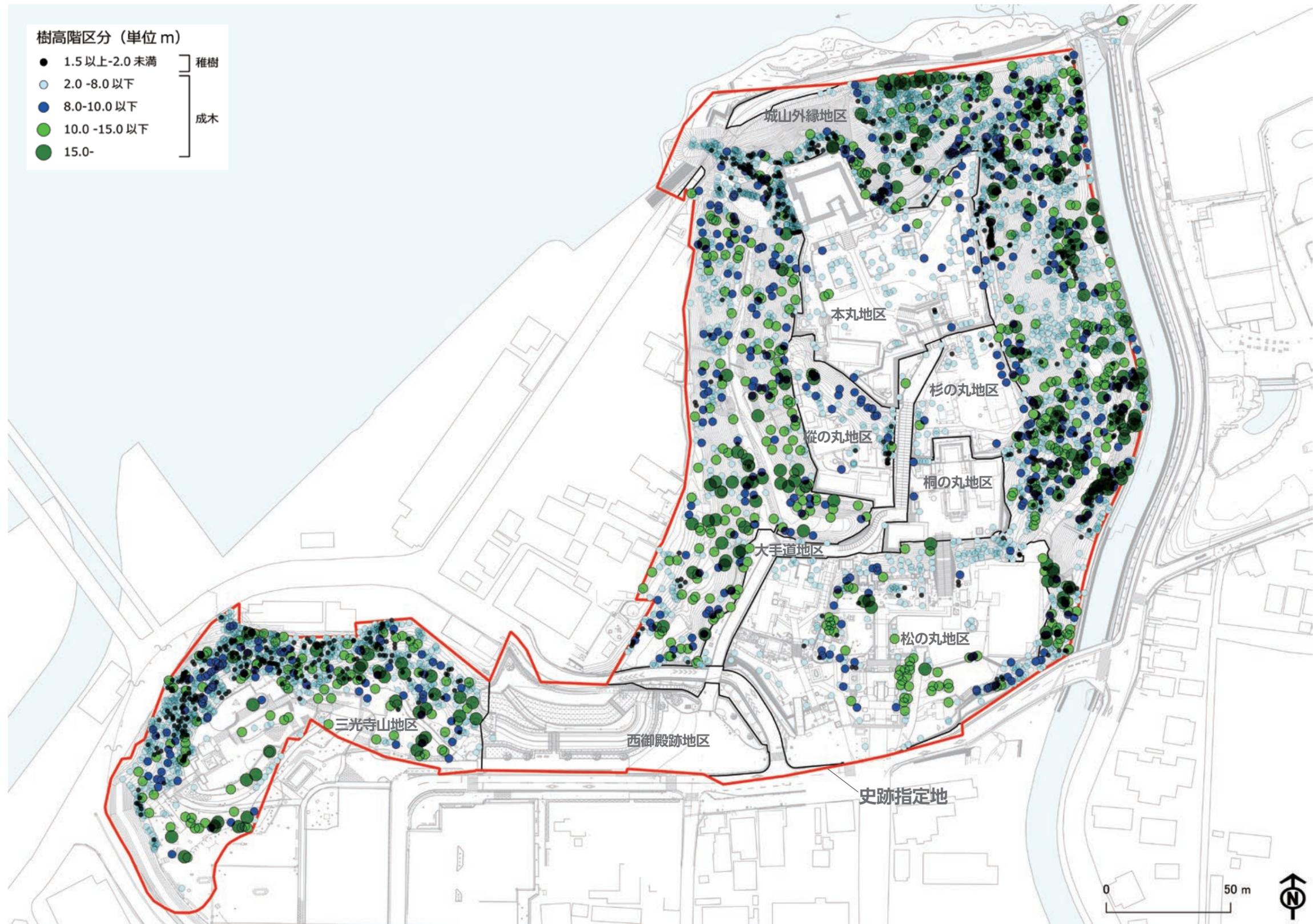


図 資料-1 樹木位置図(樹高階別)

## 2 犬山城建造物関連古写真、図面



1 濃尾地震以前の天守古写真  
明治20年(1887)頃  
犬山城白帝文庫蔵



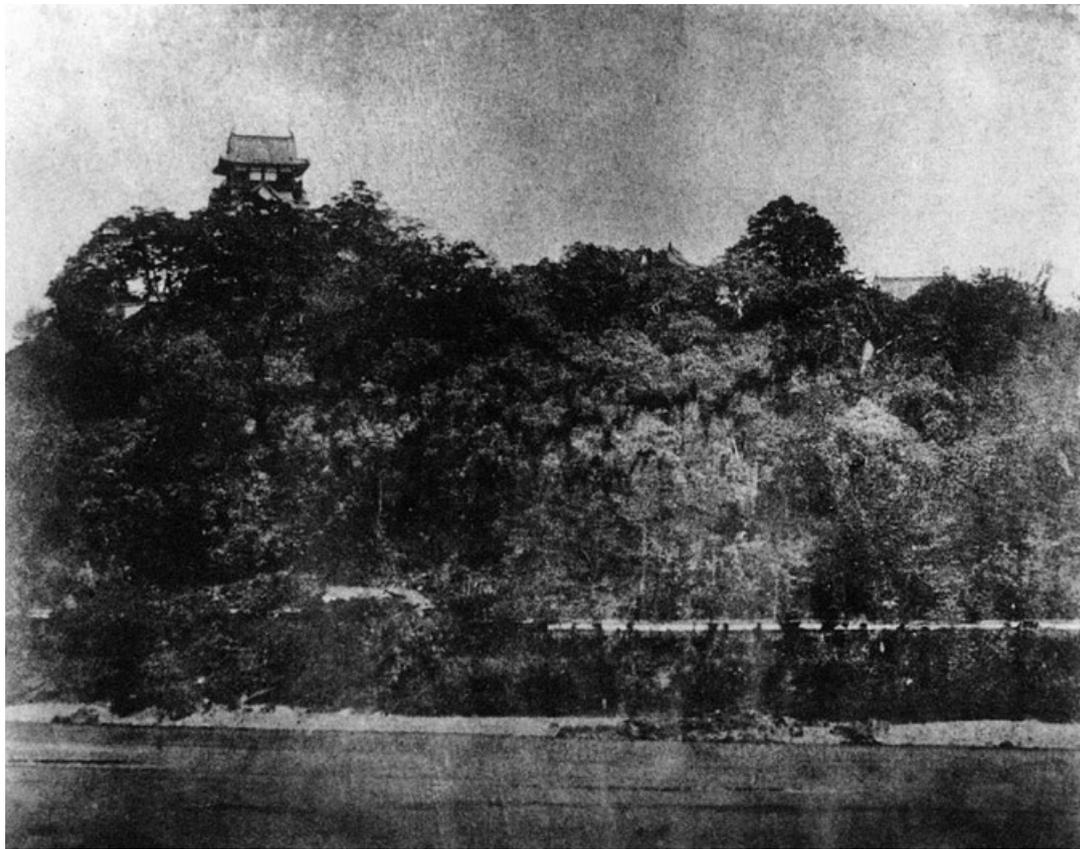
2 濃尾地震により被災した天守  
明治24年(1891)頃  
(『犬山市史』資料編6より転載)



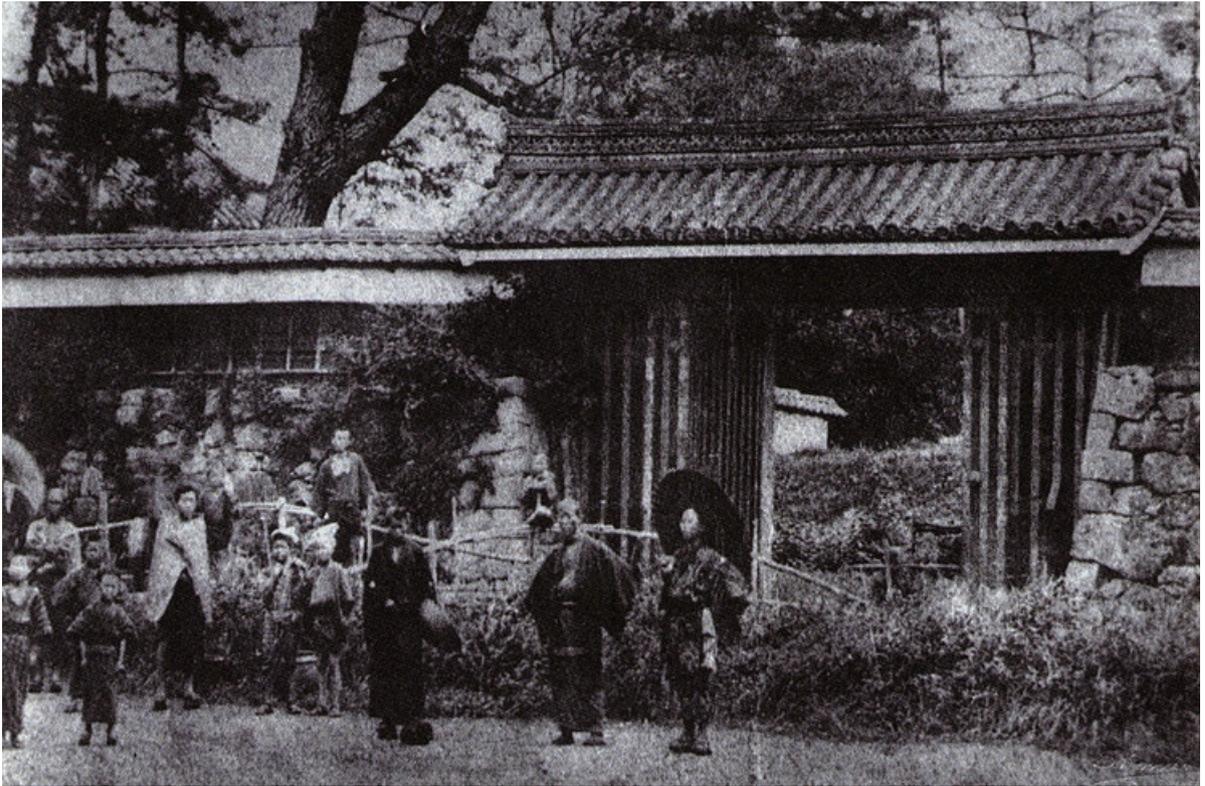
3 丑寅櫓、水之手櫓の写る古写真 明治6年(1873) 個人蔵



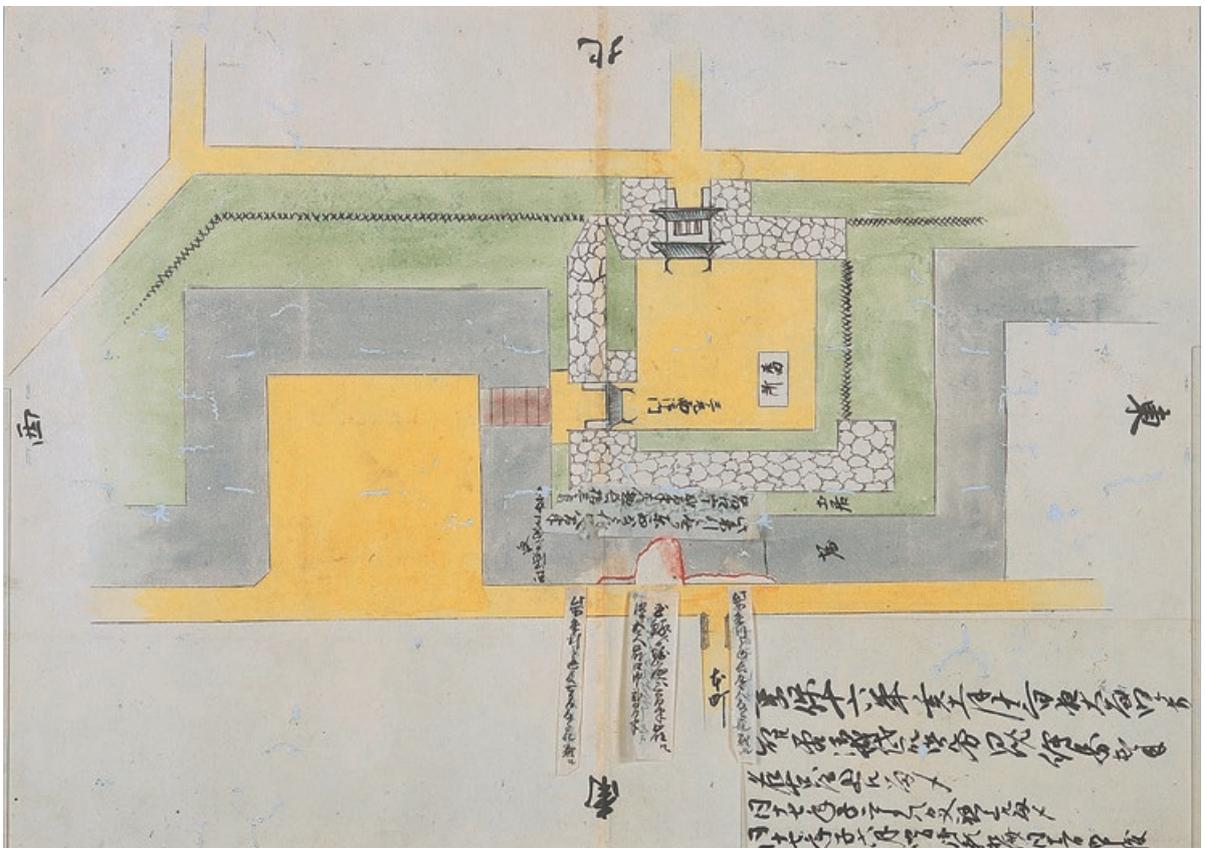
4 坤櫓・道具櫓・御成櫓・器械櫓の写る古写真 明治初期 個人蔵



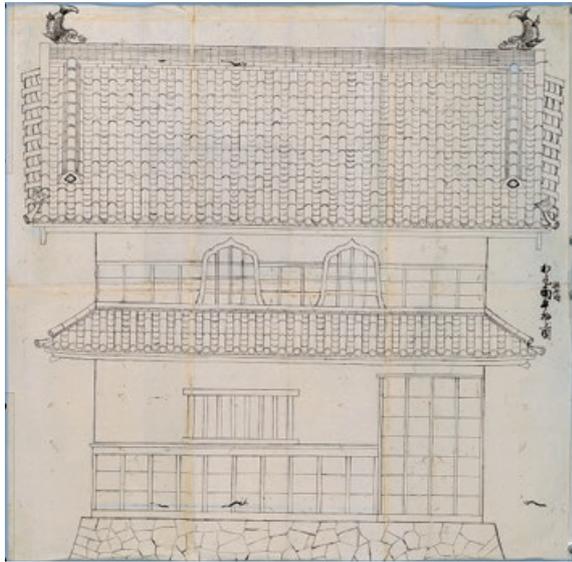
5 西谷付近の写る古写真 明治初期 個人蔵



6 大手門の写る古写真 明治元年(1868) 個人蔵



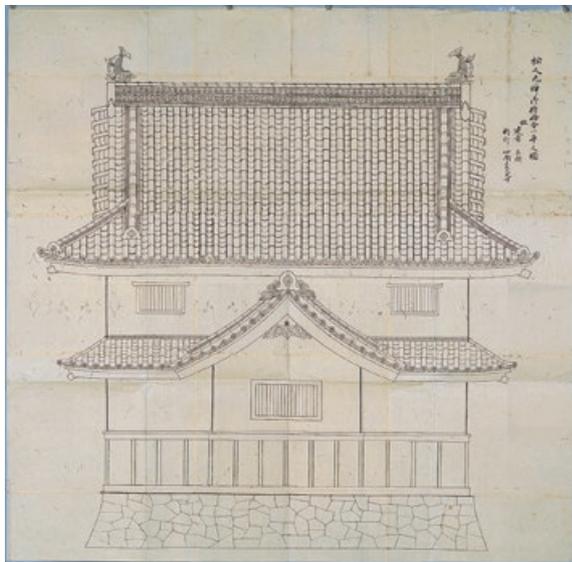
7 三之丸堀際崩所図 享保16年(1731) 犬山城白帝文庫蔵



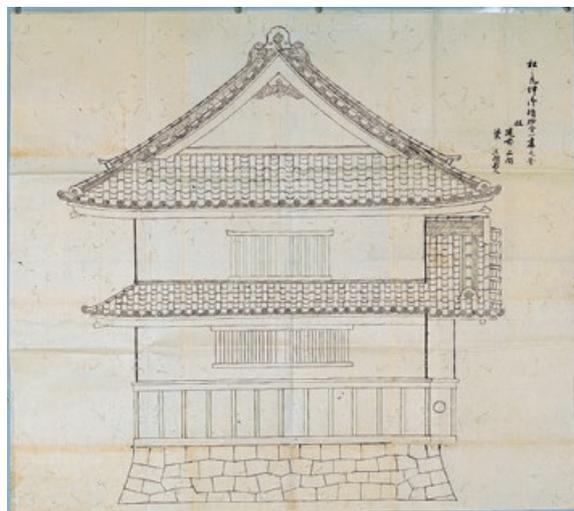
8 松之丸巽櫓十分一之図(平) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



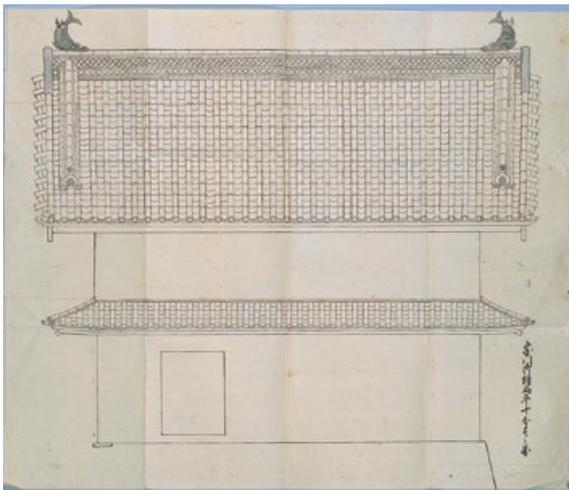
9 松之丸巽櫓十分一之図(妻) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



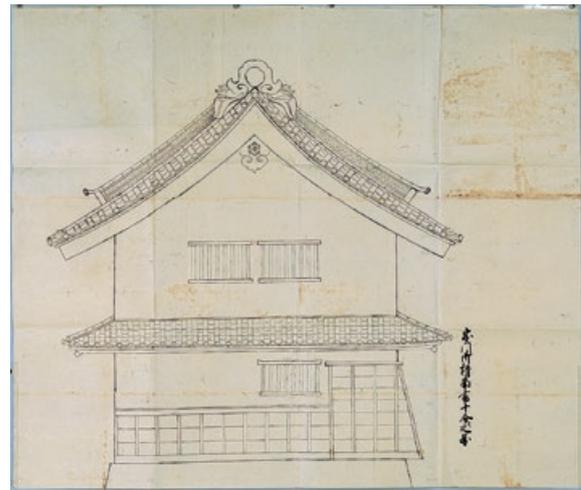
10 松之丸坤櫓十分一之図(平) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



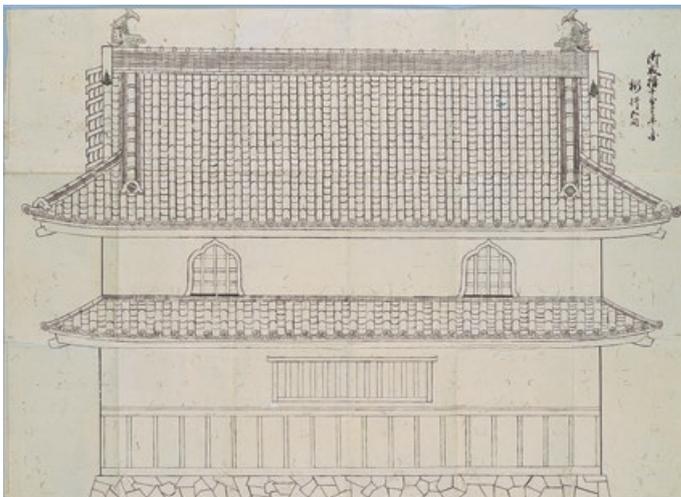
11 松之丸坤櫓十分一之図(妻) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



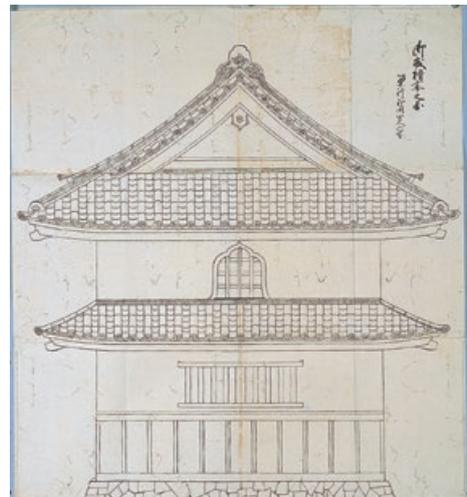
12 宗門櫓十分一之図(平) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



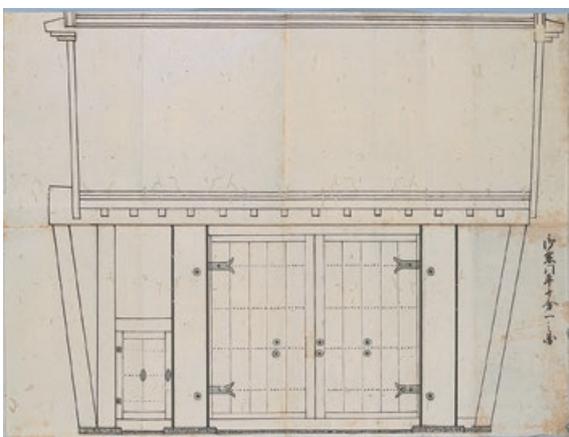
13 宗門櫓十分一之図(妻) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



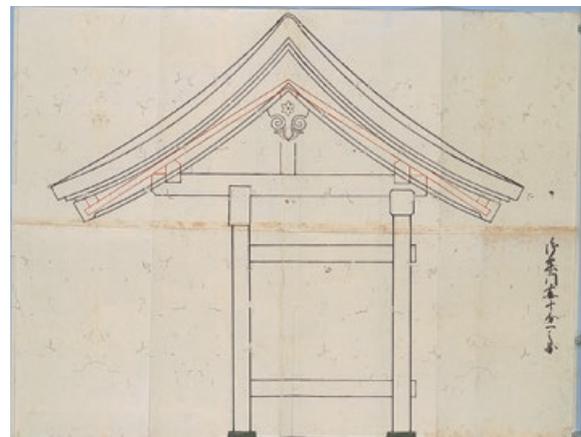
14 御成櫓十分一之図(平) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



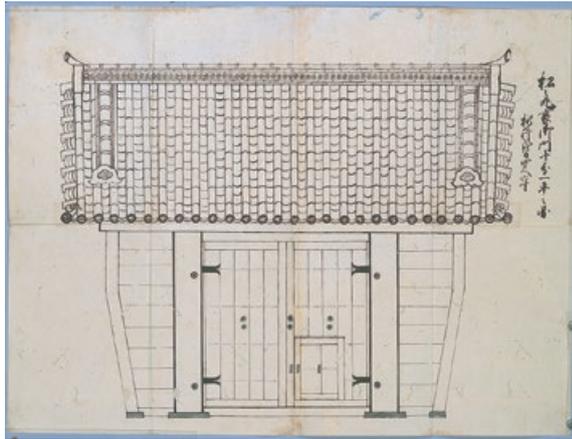
15 御成櫓十分一之図(妻) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



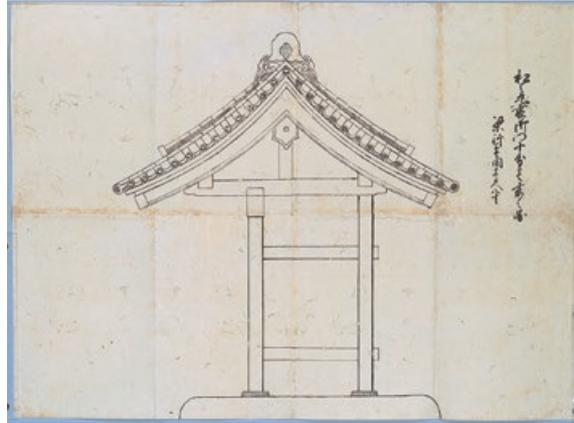
16 御黒門十分一之図(平) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



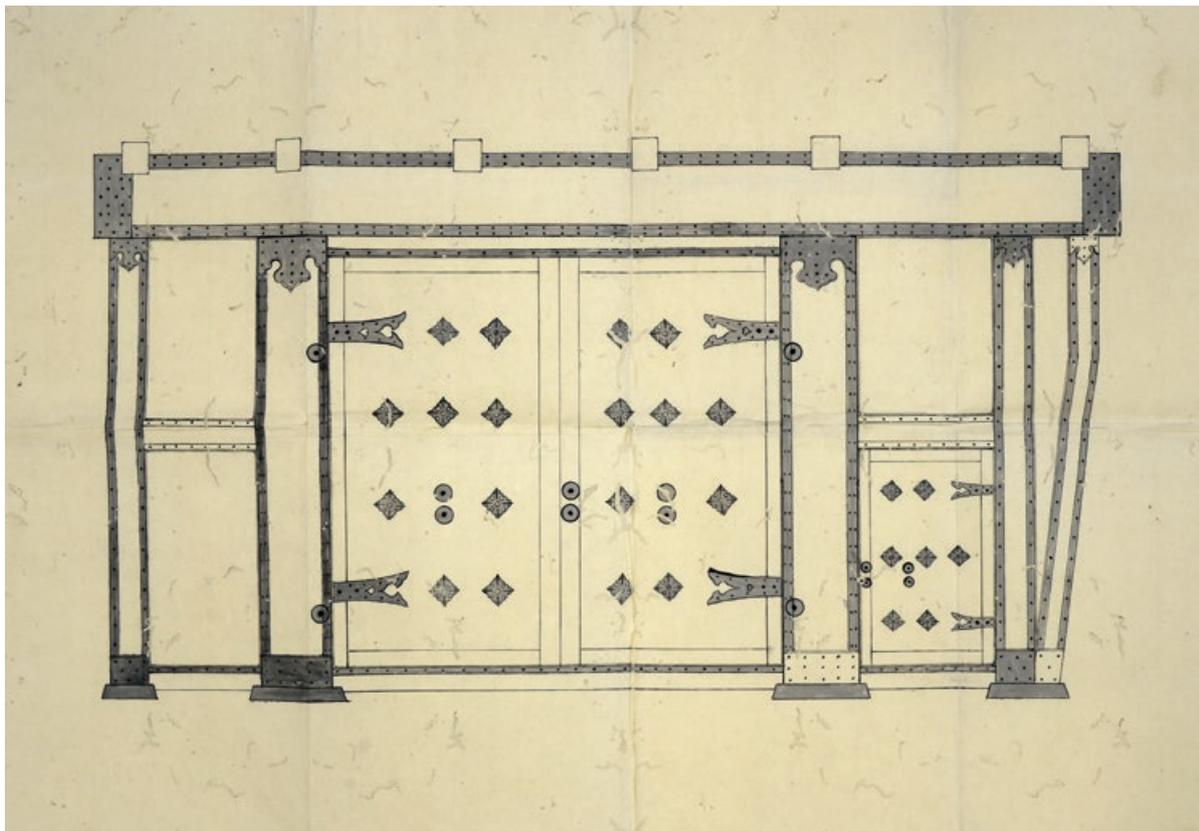
17 御黒門十分一之図(妻) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



18 松之丸裏御門十分一之図(平) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



19 松之丸裏御門十分一之図(妻) 年不詳  
犬山城白帝文庫蔵



20 名称不明の門 天保13年(1842)か 犬山城白帝文庫蔵

### 3 文化財保護に係る関係法令

#### 文化財保護法(関係部分抜粋)

昭和25年5月30日法律第214号  
最終改正：令和2年6月10日号外法律  
第41号

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁(りょう)、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三号第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九号、第十号、第十二号、第二十二号、第三十一条第一項第四号、第五十三号第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文

化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

#### 第一節 重要文化財

##### 第一款 指定

(指定)

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

##### 第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長

官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き(ゝ)損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき(ゝ)損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三款 保護

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及

び時期について当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとする

るときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

#### 第四款 公開

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以

外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

#### 第五款 重要文化財保存活用計画

(重要文化財保存活用計画の認定)

第五十三条の二 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項

- 二 当該重要文化財の修理に関する事項

- 三 当該重要文化財(建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。)の公開を目的とする寄託契約に関する事項

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

- 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に

適合するものであること。

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実にを行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更)

第五十三条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第五十三條第二項第六号において同じ。)を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三條第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(修理の届出の特例)

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三條の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文

部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三條の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三條の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三條の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第五十三条の八 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三條第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長。第百八十三條の八第四項、第百九十条第一項及び第百九十一条第一項を除き、以下同じ。)は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九條 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なも

のを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文

化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定に

よる訴えにおいては、管理団体を被告とする。  
 第一百八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十一条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十一条第二項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第一百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第一百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第一百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物

- 保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
    - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
    - 三 計画期間
    - 四 その他文部科学省令で定める事項
  - 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
  - 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
    - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
    - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
    - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
    - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
  - 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
 

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
- 第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
 

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第一百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。
 

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

## 文化財保護法施行令(関係部分抜粋)

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正：平成31年3月30日号外政令  
第129号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第一百二十一条第二項(法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)
- 三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の

受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。
  - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による

- 許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)
- 三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管

理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

- 二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第一百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(関係部分抜粋)

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則

第10号

最終改正：平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更

- 等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望  
(許可申請書の添附書類等)
- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。  
(終了の報告)
- 第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

### 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則(関係部分抜粋)

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則  
第3号

最終改正：平成31年3月29日号外文部科学省  
令第7号

(国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「現状変更等許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第七条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下この条及び第七条第一項において同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第七条第一項におい

て同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 現状変更等許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 八 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 九 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 十一 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十四 その他参考となるべき事項  
(国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 現状変更等許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 管理責任者がある場合において、現状変更等許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
- 六 管理団体がある場合において、現状変更等許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書  
(終了の報告)

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可

を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

3 法第四十四条ただし書又は第八十二条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る輸出を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(維持の措置の範囲)

第八条 法第四十三条第二項の維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

一 国宝又は重要文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該国宝又は重要文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。

二 国宝又は重要文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

### 国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(関係部分抜粋)

昭和26年5月10日文化財保護委員会告示  
第2号

最終改正：平成8年10月28日文部省告示  
第185号

国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準並びに助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準を次のように定める。

国宝及び重要文化財指定基準

建造物の部

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの

(五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂(さ)嘴(し)、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉

十 山岳、丘陵、高原、平原、河川

十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成12年4月28日文部大臣裁定

(平成31年3月29日最終改正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県若しくは市(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会(当該都道府県又は市が文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権

限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
  - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
  - ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
  - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
  - ② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
  - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
  - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
  - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
  - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞な

くその旨を報告すること。

## II 個別事項

### 1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
  - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
  - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
  - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③ 小規模な観測・測定機器
  - ④ 木道

- (2)「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6)工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- 4 令第5条第4項第1号ニ関係
- (1)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2)設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3)標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令第5条第4項第1号ホ関係
- (1)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2)「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3)設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第5条第4項第1号ヘ関係
- (1)除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2)除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- 7 令第5条第4項第1号ト関係
- (1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3)木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- 8 令第5条第4項第1号チ関係
- (1)「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2)学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 9 令第5条第4項第1号リ関係
- (1)「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2)「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3)「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4)「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5)「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6)次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ①「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」

又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

②「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(7)「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

(8)「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

#### 10 令第5条第4項第1号又関係

(1)「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(2)本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(3)天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

#### 11 令第5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

#### 12 令第6条第2項第1条イ及びロ関係

令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる現状変更等については、1から11までの基準を準用する。

#### Ⅲ その他

この裁定は、平成31年4月1日から適用する。

## 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和2年4月17日

文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

### I. 復元

#### 1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

#### 2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

##### (1) 基本的事項

ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。

イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。

ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。

エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。

①復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。

②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること

③復元後の管理の方針・方法が示されていること

##### (2) 技術的事項

ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料

の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。

- ①発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
- ②歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
- ③歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
- ④歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料(歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要)
- ⑤歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

### (3) 配慮事項

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。  
※防火対策については「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

## II. 復元的整備

### 1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作

物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

- ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為
- イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

### 2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1)の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

#### (1) 手順

- ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。
  - ①復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること
  - ②史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
  - ③②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
  - ④当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
  - ⑤復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成され

ていること

- エ. I.2. (2)技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

(2)留意事項

- ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること
- イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所(例えば、城跡における本丸等枢要箇所)を避けるなど配慮すること
- エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

Ⅲ. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。

#### 4 「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」との対照表

記 載 事 項	記載場所(ページ、章、節、項など)	
<b>(計画の概要)</b>		
計画の作成	計画作成年月日	P10 1 計画期間・計画の見直し
	計画作成者	P10 1 計画期間・計画の見直し
文化財の名称等	重要文化財(建造物)の名称	
	官報告示の名称及び員数	P17 ア 名称及び員数
	指定年月日	P17 イ 指定年月日
	建造物の構造及び形式	
	官報告示の構造及び形式	P17 イ 指定年月日
	その他特記事項	—
	所有者等の氏名及び住所	P18 ウ 所有者等の氏名及び住所
文化財の概要	文化財の構成	P18 カ 文化財の構成
	文化財の概要	
	立地環境	P53 第4節 計画対象範囲の周辺環境
	創立沿革	P20 (1)天守の変遷と保存事業履歴
	施設の性格	P27 1 歴史
	主な改造時期とその内容	P25 表2.3 天守の主な変遷と改造履歴
文化財の価値	P74 2 天守	
文化財保護の経緯	保存事業履歴	P20 (1) 天守の変遷と保存事業履歴
	活用履歴	P236 表6.1 天守の公開状況
保護の現状と課題	保存の現状と課題	P76 (2) 天守
	活用の現状と課題	P78 (2) 天守
計画の概要	計画区域	P11 図1.6 計画対象範囲
	計画の目的	P2 第2節 計画の目的
	基本方針	P81 第3章 大綱・基本方針
	計画の概要	—
<b>(保存管理計画)</b>		
保存管理の現状	保存状況	P76 (2) 天守
	管理状況	P76 (2) 天守
保護の方針	部分の設定と保護の方針	
	保存部分	P139 (1) 部分設定と保護方針
	保全部分	P139 (1) 部分設定と保護方針
	その他部分	P139 (1) 部分設定と保護方針
	部位の設定と保護の方針	
	部位の設定	P142 (2) 部位設定と保護方針
部位設定の留意事項	P142 (2) 部位設定と保護方針	
管理計画	管理体制	P166 (1) 管理体制
	管理方法	
	保存環境の管理	P166 ア 保存環境の管理
	建造物の維持管理	P167 イ 維持管理
	その他	P168 ウ その他
修理計画	当面必要な維持修理の措置	P168 3 天守の修理計画
	今後の保存修理計画	
	根本的な保存修理の必要性和事業実施の見直し	P168 3 天守の修理計画
	具体的な事業計画	—

記 載 事 項	記載場所(ページ、章、節、項など)	
<b>(環境保全計画)</b>		
環境保全の現状と課題	P75 (1) 史跡	
環境保全の基本方針	P83 第1節 方向性	
区域の区分と保全方針	区域の区分	
	保存区域	P85 (1) 区域の区分
	保全区域	P85 (1) 区域の区分
	整備区域	—
	その他	—
	各区域の保全方針	
	防災・管理上必要な施設の設置方針	P136 (1) 本丸地区 P137 (2) 杉の丸地区
	土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針 整備区域における整備方針	P171 第4節 植生管理 —
建造物の区分と保護の方針	建造物の区分	
	保存建造物	—
	保全建造物	—
	その他建造物	P85 (2) 建造物の区分
	建造物保護の方針	
	保存建造物	—
	保全建造物	—
	その他建造物	P261 (ア) 歴史的景観に配慮した施設整備
防災上の課題と対策	防災上の課題	
	当該地域における地方公共団体の治水・治山計画	—
	洪水・土砂災害等のおそれ	P209 (3) 予防対策における現状・課題
	危険木等の有無	P171 第4節 植生管理
	当面の改善措置と今後の対処方針	P224 1 史跡の防災・防犯対策
	環境保全施設整備計画	
	擁壁	P257 ア 石垣(曲輪石垣、櫓台石垣)
	保護柵	P262 (ウ) 観覧環境の安全性・利便性に配慮した施設整備
	排水施設	—
	覆屋	—
	火除地	—
	防災道路	—
	屋外防火壁	—
	周辺樹木の管理	P171 第4節 植生管理
<b>(防災計画)</b>		
防火・防犯対策	火災時の安全性に係る課題	
	当該文化財の燃焼特性	P210 ア 天守の燃焼特性と火災発生リスク
	延焼の危険性	P210 ア 天守の燃焼特性と火災発生リスク
	防火管理の現状と利用状況に係る課題	P210 イ 防火管理の現状 P218 ウ 火災に係る課題

記 載 事 項	記載場所(ページ、章、節、項など)	
防火・防犯対策	防火管理計画	
	防火管理者等の氏名及び住所	P225 ア 防火管理者等の氏名及び住所
	防火管理区域の設定	P225 イ 防火環境の設定と整備
	防火環境の把握	P225 イ 防火環境の設定と整備
	予防措置	P227 ウ 予防措置
	消火体制	P228 オ 消火体制
	その他	—
	防犯計画	
	事故歴	P219 ア 事故歴
	事故防止のための措置	P219 イ 防犯の措置
	今後の対処方針	P228 (2) 防犯計画
	防災設備(防火・防犯設備)計画	
	設備整備計画	P229 ア 今後の設備整備計画
	保守管理計画	P229 イ 保守管理計画
耐震対策	耐震診断	
	地震時の安全性に係る課題	P221 ア 耐震診断
	改善措置	P221 イ 耐震補強
	今後の対処方針	P221 イ 耐震補強
	地震時の対処方針	P229 (4) 地震時の対処方針
耐風対策	被害の想定	P223 (5) 風害対策の状況
	今後の対処方針	
	強風時における遮蔽や支持等の応急措置の方針	P230 (5) 風害対策
	恒常的な補強が必要な場合の修理計画	—
その他の災害対策	予想される災害	P223 (6) その他の災害の状況
	当面の改善措置と今後の対処方針	P230 (6) その他の災害対策
(活用計画)		
公開その他の活用の基本方針	P233 第1節 方向性	
公開計画	建造物の公開	P244 (3) 天守の公開活用方法
	関連資料等の公開	—
活用基本計画	計画条件の整理	P258 ア 計画条件の整理
	建築計画	
	平面計画	—
	施設等整備計画	P258 (3) 天守の整備方法
	外構及び周辺整備計画	P261 (4) 諸施設の整備方法
	管理・運営計画	P244 (3) 天守の公開活用方法
実施に向けての課題	P259 イ 入場管理施設の整備と正面外観の改善	
(保護に係る諸手続き)		
計画の内容に沿って今後実施することとする具体的な行為の内容及び、当該行為の実施に関し文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出・許可等の手続	P168 3 天守の修理計画 P201 (2) 天守の保護に係る諸手続き	

# 国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画

令和3年6月発行

編集・発行

犬山市  
〒484-8501  
愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地  
電話 0568-61-1800

執筆・編集協力

公益財団法人文化財建造物保存技術協会  
株式会社文化財保存計画協会  
株式会社緑景

印刷

ヨツハシ株式会社